

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 13,368,716 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,152,533 千円並びに過年度分損益勘定留保資金 12,216,213 千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 水道事業資本的収入		
第1項 企業債		7,121,929 千円
第2項 補助金		6,724,000 千円
第3項 負担金		172,219 千円
		225,710 千円
支 出		
第1款 水道事業資本的支出		
第1項 建設改良費		20,490,675 千円
第2項 企業債還金		16,811,074 千円
第3項 投資		3,608,620 千円
第4項 補助金返還		32,150 千円
第5項 予備費		33,831 千円
		5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができざる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度 原・浄・配水施設関連経費	令和6年度から 令和9年度まで	8,899,227 千円
令和6年度 耐震管路等整備事業関連経費	令和6年度から 令和9年度まで	19,499,281 千円
令和6年度 土地借上料	令和6年度から 令和11年度まで	29,436 千円
令和6年度 水道料金等徴収関連経費	令和7年度から 令和11年度まで	8,591,154 千円
令和6年度 給水装置工事台帳電子化関連経費	令 和 7 年 度	83,871 千円
令和6年度 上下水道料金等業務 シスデムに係る帳票印刷等業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	55,054 千円
令和6年度 メーター修繕関連経費	令和6年度から 令和7年度まで	73,502 千円
令和6年度 水道料金等収納関連経費	令和7年度から 令和9年度まで	992,446 千円
令和6年度 長沢浄水場排水処理施設関連経費	令和6年度から 令和30年度まで	14,914,980 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
耐震管路等 1 整備事業	千円	政府資金、銀行その他 から普通貸借または 証券発行(他の地方公 共団体との共同発行 を含む。)による。起 債の時期は当該年度 とする。ただし、事業 進捗または財政その 他の都合により、全 部または一部を翌年度 へ繰越して起債する ことができる。	年5.0%以内	借入れの日から 40 か年以内(据 置期間を含む。) に償還する。た だし、企業財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮または 本議決の範囲内 で借換えするこ とができる。
	6,724,000		ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 年度における 利率とする。	

令和6年度 川崎市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度川崎市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 給 水 事 業 所 数 | 57 社 77 工場 |
| (2) 年 間 総 契 約 水 量 | 188,055,300 m³ |
| (3) 1 日 当 た り 契 約 水 量 | 515,220 m³ |
| (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | |

- | | |
|-------------|--------------|
| ア 浄 水 施 設 費 | 817,112 千円 |
| イ 配 水 施 設 費 | 1,718,527 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|---------------|--------------|
| 第1款 工業用水道事業収益 | 7,771,703 千円 |
| 第1項 営業収益 | 7,553,362 千円 |
| 第2項 営業外収益 | 218,341 千円 |

支 出

- | | |
|---------------|--------------|
| 第1款 工業用水道事業費用 | 7,466,961 千円 |
| 第1項 営業費用 | 7,359,099 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 97,685 千円 |
| 第3項 特別損失 | 177 千円 |
| 第4項 予備費 | 10,000 千円 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 5,639,711 千円 |
| (他会計からの補助金) | |

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、162,612 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、419,000 千円と定める。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福田 紀彦

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に對し不足する額2,803,764千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額184,371千円、減価償立金587,518千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,031,875千円で補填するものとする。）。

収 入	
工業用水道事業資本的収入	1,325,601千円
第1款 工業企業補助金	1,197,000千円
第2項	128,601千円
支 出	
工業用水道事業資本的支出	4,129,365千円
第1款 建設改良費	2,993,597千円
第2項 企業償還金	587,518千円
第3項 投資	543,250千円
第4項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度 原・浄・配水施設関連経費	令和6年度から 令和9年度まで	14,784,041千円
令和6年度 土地借上料	令和6年度から 令和11年度まで	3,206千円
令和6年度 長沢浄水場排水処理施設関連経費	令和6年度から 令和30年度まで	7,335,159千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道 1 浄水施設等 整備事業	259,000	政府資金、銀行その他 から普通貸借または 証券発行(他の地方公 共同体との共同発行 を含む。)による。起 債の時期は当該年度 とする。ただし、事業 進捗または財政その 他の都合により、全部 を行った後は、当 該見直し後の 年度における 繰越して起債する ことができる。	年5.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に 進捗または財政 その他の都合により、全部 を行った後は、当 該見直し後の 年度における 繰越して起債する ことができる。	借入れの目から 40 か年以内(据 置期間を含む。)に 償還する。た だし、企業財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮または 本議決の範囲内 で借換えするこ とができる。
工業用水道 2 配水施設等 整備事業	938,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費
(他会計からの補助金)
724,621千円

第10条 工業用水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、136,546千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、25,900千円と定める。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出
川崎市長 福田 紀彦

令和 6 年度 川崎市自動車運送事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度川崎市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(項 目)		(乗 合)	(貸 切)
(1) 車 両 数	306 両	5 両	
(2) 年 間 走 行 キ ロ	10,951 千km	26 千km	
(3) 年 間 輸 送 人 員	42,539 千人	146 千人	
(4) 1 日 平 均 輸 送 人 員	116,545 人	400 人	
(5) 主要な建設改良事業			

ア 運輸安全マネジメント推進事業	65,430 千円
イ 乗合自動車購入費	1,453,137 千円
ウ バス運行情報提供事業	29,703 千円
エ 営業所施設整備事業	133,823 千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 自動車運送事業収益	9,929,263 千円
第 1 項 営業収益	8,384,787 千円
第 2 項 営業外収益	1,543,476 千円
第 3 項 特別利益	1,000 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
自動車運送事業	千円 1,454,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗または財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越し、起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か月以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。
借 換 債	千円 63,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	同 上	借入れの日から25か月以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

第1款 自動車運送事業費用	出
第1項 営業費用	10,235,966 千円
第2項 営業外費用	9,959,432 千円
第3項 特別損失	265,034 千円
第4項 予備費	1,500 千円
	10,000 千円
(資本的収入及び支出)	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 699,483 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 164,825 千円並びに当年度分損益勘定留保資金 35,168 千円で補填し、なお不足する額 499,490 千円は一時借入金で措置するものとする。）。	
第1款 自動車運送事業資本的収入	入
第1項 企業債	1,847,843 千円
第2項 国庫補助金	1,517,000 千円
第3項 県交付金	129,021 千円
第4項 一般会計補助金	3,797 千円
	198,025 千円
第1款 自動車運送事業資本的支出	出
第1項 建設改良費	2,547,326 千円
第2項 企業債償還金	1,816,160 千円
第3項 投資	332,800 千円
第4項 予備費	388,366 千円
	10,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 4,765,838 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、913,193 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、80,000 千円と定める。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福田 紀彦

令和5年度川崎市一般会計補正予算

令和5年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,733,173千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 928,943,918千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和6年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福田 紀彦

歳 入		第 1 表 歳 入 出	
款		項	
1 市	税		
		1 市 民 税	税
		4 市 た ば こ 税	税
16 使用料及び手数料			
1 使	用 料		
17 国 庫 支 出 金			
		1 国 庫 負 担 金	金
		2 国 庫 補 助 金	金
18 県 支 出 金			
1 県 負 担 金	金		
2 県 補 助 金	金		
20 寄 附 金			
		1 寄 附 金	金
21 繰 入 金			
1 基 金 繰 入 金	金		
23 諸 収 入			
		4 収 益 事 業 収 入	入
		6 雑 入	入
24 市 債			
1 市 債	債		
歳 入		合 計	債

予 算 補 正		補 正 前 の 額		補 正 額		計	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
		381,183,553	5,207,671	386,391,224			
		199,004,079	4,775,154	203,779,233			
		9,310,629	432,517	9,743,146			
		16,941,647	4,191	16,945,838			
		12,299,947	4,191	12,304,138			
		192,410,492	3,534,112	195,944,604			
		129,037,086	2,094,500	131,131,586			
		62,883,936	1,439,612	64,323,548			
		42,023,173	1,064,495	43,087,668			
		27,894,753	1,007,460	28,902,213			
		10,975,596	57,035	11,032,631			
		1,442,015	104,656	1,546,671			
		1,442,015	104,656	1,546,671			
		92,425,680	3,291,823	95,717,503			
		89,453,625	3,291,823	92,745,448			
		34,286,215	46,225	34,332,440			
		3,820,931	25,253	3,846,184			
		8,627,357	20,972	8,648,329			
		64,756,000	16,480,000	81,236,000			
		64,756,000	16,480,000	81,236,000			
		899,210,745	29,733,173	928,943,918			

歳 出

款	項
2 総務費	
	3 危機管理費
3 市民文化費	
	1 市民文化費
4 こども未来費	
	1 こども青少年費
	2 こども支援費
5 健康福祉費	
	1 健康福祉費
	4 老人福祉費
	5 障害者福祉費
	7 公衆衛生費
8 建設緑政費	
	2 道路橋りょう費
	5 河川費
	6 緑化費
9 港湾費	
	2 港湾建設費
11 区役所費	
	2 戸籍住民基本台帳費
13 教育費	
	1 教育総務費
	8 教育施設費
15 諸支出金	
	1 繰出金
歳 出 合 計	

補正前の額	補正額	計
千円 58,642,564	千円 50,000	千円 58,692,564
907,581	50,000	957,581
8,549,632	193,976	8,743,608
8,549,632	193,976	8,743,608
139,292,984	3,730,621	143,023,605
48,800,600	2,326,559	51,127,159
90,492,384	1,404,062	91,896,446
209,315,685	7,942,950	217,258,635
41,458,978	4,881,140	46,340,118
21,421,546	△ 125,850	21,295,696
56,163,873	3,165,164	59,329,037
22,081,153	22,496	22,103,649
29,327,583	271,291	29,598,874
12,119,614	△ 210,509	11,909,105
4,073,126	461,800	4,534,926
642,676	20,000	662,676
10,556,353	2,854,000	13,410,353
7,009,743	2,854,000	9,863,743
18,680,405	△ 537,806	18,142,599
4,774,424	△ 537,806	4,236,618
116,424,911	15,207,451	131,632,362
35,823,601	13,759	35,837,360
14,303,137	15,193,692	29,496,829
130,727,707	20,690	130,748,397
130,727,707	20,690	130,748,397
899,210,745	29,733,173	928,943,918

明 許 費 補 正

事	業	名	金	額
庁	舎 維 持	管 理 事 業		千円
公	共 建 築 物 長 寿 命 化 対 策 事 業			366,264
防	災 行 政 無 線 設 備 整 備 事 業			399,802
国	際 戦 略 拠 点 地 区 整 備 推 進 事 業			47,276
サ	ボ ー ト エ リ ア 整 備 推 進 事 業			122,576
戦	略 拠 点 形 成 推 進 事 業			38,640
臨	海 部 大 規 模 土 地 利 用 推 進 事 業			28,664
交	通 ネ ッ ト ワ ー ク 形 成 推 進 事 業			30,778
				13,585
				1,047,585
川	崎 市 民 プ ラ ザ 事 業			61,096
平	和 館 施 設 整 備 事 業			33,879
川	崎 シ ン フ ォ ニ ー ホ ー ル 整 備 事 業			72,075
ス	ポ ー ー ツ 施 設 整 備 事 業			216,462
				383,452
青	少 年 施 設 整 備 事 業			2,546
児	童 保 護 措 置 事 業			1,350
児	童 相 談 所 整 備 事 業			215,526
児	童 虐 待 対 策 事 業			12,496
公	立 保 育 所 運 営 事 業			2,100
民	間 保 育 所 施 設 振 興 事 業			32,175
地	域 型 保 育 事 業 運 営 事 業			6,975
認	可 外 保 育 施 設 援 護 事 業			5,625
施	設 型 給 付 等 事 業			1,575
民	間 保 育 所 整 備 事 業			48,221
公	立 保 育 所 整 備 事 業			572,156
こ	ど も 誰 で も 通 園 制 度 事 業			141,350
				1,042,095

第 2 表 繰 越

追加	款	項
2 総	費	2 総 務 管 理 費
		3 危 機 管 理 費
		4 臨 海 部 国 際 戦 略 費
		小 計
3 市 民 文 化 費		1 市 民 文 化 費
		小 計
4 こ ど も 未 来 費		1 こ ど も 青 少 年 費
		2 こ ど も 支 援 費
		小 計

款		項	
5 健 康 福 祉 費	費	1 健 康 福 祉 費	
		4 老 人 福 祉 費	
		5 障 害 者 福 祉 費	
		7 公 衆 衛 生 費	
		12 施 設 整 備 費	
6 環 境 費	費	小 計	
		1 環 境 管 理 費	
		5 施 設 費	
		小 計	
		2 商 工 業 費	
7 経 済 労 働 費	費	1 建 設 緑 政 管 理 費	
		2 道 路 橋 り よ う 費	
		3 街 路 事 業 費	
		5 河 川 費	
		6 緑 化 費	
8 建 設 緑 政 費	費	7 自 然 保 護 対 策 費	
		8 公 園 費	
9 事 業 費	費	電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金事業	千円 2,264,659
		消費 税 等 補 助 事 業	529,373
		地域密着型サービス推進事業	81,048
		民間特別養護老人ホーム等整備事業	386,370
		高齢者施設等防災・減災対策推進事業	118,500
10 社会福祉費	費	介護サービス事業所等サービス継続支援事業	605,001
		障害者総合支援法運営管理事業	32,175
		予防 防 接 種 事 業	245,383
		社会福祉施設整備事業	1,043,687
		衛生施設整備事業	22,374
11 教育費	費	授産学園再編整備事業	613,657
		地球温暖化対策事業	5,942,427
		環境エネルギー推進事業	810,194
		廃棄物処理施設等整備事業	976,766
		小 計	69,243
12 産業費	費	操業環境整備事業	1,856,203
		道水路台帳整備事業	30,000
		安全施設整備事業	19,410
		道路整備事業	735,734
		橋りょう架設改良事業	988,033
13 交通費	費	自転車対策事業	1,530,228
		街路事業	200,456
		連続立体交差事業	2,173,652
		河川整備事業	1,182,862
		緑化推進事業	2,486,218
14 自然環境費	費	自然保護対策事業	31,800
		公園緑地施設事業	182,678
		公園緑地施設事業	304,836
		公園緑地施設事業	
		公園緑地施設事業	13,000

款		項	事業名	金額
9 港	湾	費	多摩川施設推進事業	千円 13,000
				9,861,907
			港湾計画事業	33,300
			船舶新造事業	48,400
	湾	費	港湾維持管理事業	10,626
			浮島埋立事業	394,343
			港湾改修事業	1,079,866
	湾	費	港湾改良事業	419,706
			港湾工事負担金	6,654,000
				8,640,241
10 ま	ち	り	木材利用促進事業	3,325
			ホームドア等整備促進事業	20,000
			路線バス走行環境改善事業	4,827
			都市計画曲区域公園連事業	2,497
	ち	費	地域公共交通安全事業	16,755
			川崎駅西口地区公共施設等整備事業	5,125
			京急川崎駅周辺地区市街地整備促進事業	52,118
	ち	費	小杉駅周辺地区再開発等事業	4,097
			登戸駅前地区再開発等事業	33,000
			登戸地区上地区画整理事業	1,185,133
11 区	役	費	南武線駅アクセス向上等整備事業	19,530
			新百合ヶ丘駅周辺まちづくり推進事業	29,312
			本造住宅等耐震対策推進事業	9,299
			宅地開発指導及び規制事業	7,799
	区	費	市営住宅修繕維持事業	578,691
			市営住宅管理事業	1,458
			公営住宅整備事業	673,544
	区	費		2,646,510
			区役所施設整備事業	163,763

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度		補 正 後 の 額
	補 正 前 の 額	補 正 額	
ス ポ ー ツ 推 進 事 業	千円 221,000	千円 182,000	千円 403,000
橋 り よ う 架 設 改 良 事 業	2,373,000	△ 210,000	2,163,000
河 川 整 備 事 業	2,934,000	288,000	3,222,000
港 湾 工 事 負 担 金	4,540,000	2,854,000	7,394,000
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	5,460,000	13,299,000	18,759,000
特 別 支 援 教 育 施 設 整 備 事 業	417,000	67,000	484,000
合 計	15,945,000	16,480,000	32,425,000
地 方 債 総 合 計	64,756,000	16,480,000	81,236,000

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
平 瀬 川 支 川 改 修 事 業 費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	千円 62,000
平 瀬 川 護 岸 改 修 事 業 費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	277,000

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
L E D 化 推 進 事業費 (F S C O 事業)	令和 6 年度から 令和 1 0 年度まで	千円 146,547	令和 6 年度から 令和 1 1 年度まで	千円 146,547

令和5年度川崎市競輪事業特別会計補正予算

令和5年度川崎市の競輪事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,531,630千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,738,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和6年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第2表 越明許費

款	項	事業名	金額
1 號事業費	3 號輪場整備費	競輪場整備事業	88,428 千円

令和5年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和5年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の歳入の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日提出

川崎市市長 福田 紀彦

歳 入		第 1 表 歳 入 歳 出			
款		項			
1 国 民 健 康 保 険 料					
6 繰 入 金	1 保 険 料				
	2 基 金 繰 入 金				
歳 入 合 計					

補 正 前 の 額	補 正 額	計
千円	千円	千円
31,216,453	△ 1,599,676	29,616,777
31,216,453	△ 1,599,676	29,616,777
14,642,811	1,599,676	16,242,487
1,195,013	1,599,676	2,794,689
129,024,762	—	129,024,762

令和5年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算

令和5年度川崎市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,690千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 117,353,494千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和6年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出

歳 入		予 算 補 正			
8 繰 入	款	補 正 前 の 額	補 正	額	計
	入 金	21,150,955 千円		20,690 千円	21,171,645 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	18,076,232		20,690	18,096,922
歳 入 合 計		117,332,804		20,690	117,353,494

歳 出		予 算 補 正			
1 総 務 費	款	補 正 前 の 額	補 正	額	計
	費	3,437,106 千円		20,690 千円	3,457,796 千円
	1 総 務 管 理 費	3,437,106		20,690	3,457,796
歳 出 合 計		117,332,804		20,690	117,353,494

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 総 務 費	1 総務管理費	運 営 管 理 事 業	千円 67,234
		消 費 税 等 補 助 事 業	20,690
合	計		87,924

令和5年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

令和5年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和6年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

令和5年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

令和5年度川崎市の墓地整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和6年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事業名	金額 千円
1 港湾整備事業費	1 運営費	港湾計画事業	33,300
		港上屋倉庫事業	31,759
	2 整備費	東扇島コンテナ事業	430,163
		東扇島施設整備費	195,000
		東扇島土地造成事業	208,620
合	計		898,842

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 墓地整備 事業費	1 墓地整備 事業費	緑ヶ丘霊園整備事業	21,835
		早野聖地公園整備事業	27,000
合	計		48,835

令和5年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算

令和5年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和6年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事	業	名	金 額
1 ゴルフ場事業費	1 ゴルフ場事業費	生田緑地ゴルフ場整備事業			千円 34,100

令和5年度川崎市下水道事業会計補正予算

(総 則)	
第1条	令和5年度川崎市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)	
第2条	令和5年度川崎市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。
(項 目)	(既決予定額) (補正予定額) (計)
(3) 主要な建設改良事業	
下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等整備事業	22,000,000千円 631,465千円 22,631,465千円
(資本的收入及び支出)	
第3条	予算第4条に定めた資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
(科 目)	(既決予定額) (補正予定額) (計)
下水事業資本的收入	収 入 32,175,980千円 631,465千円 32,807,445千円
第3項 国庫補助金	6,000,000千円 631,465千円 6,631,465千円
(科 目)	(既決予定額) (補正予定額) (計)
下水事業資本的支出	支 出 55,913,157千円 631,465千円 56,544,622千円
第1項 建設改良費	22,000,000千円 631,465千円 22,631,465千円

令和 6 年 2 月 1 3 日提出
川崎市長 福 田 紀 彦

令和 6 年度川崎市一般会計補正予算

令和 6 年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,421,390千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 872,655,086千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

予 算 補 正

第 1 表 歳 入 歳 出

歳 入

款		項
17 国 庫 支 出 金		
		2 国 庫 補 助 金
歳 入		合 計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
千円	千円	千円
156,508,800	1,421,390	157,930,190
24,906,629	1,421,390	26,328,019
871,233,696	1,421,390	872,655,086

歳 出

款		項	
7 経 済 労 働 費	歳 出		
		2 商 工 業 費	費
		3 中 小 企 業 支 援 費	費
		合 計	

補 正 前 の 額	補 正 額	計
千円	千円	千円
24,979,480	1,421,390	26,400,870
748,532	1,030,188	1,778,720
20,624,163	391,202	21,015,365
871,233,696	1,421,390	872,655,086

令和5年度川崎市一般会計補正予算

令和5年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 132,344千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 929,076,262千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和6年 3 月 5 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 歳 入 入 歳 出

歳 入		歳 出	
21 繰 入	款 入 金	項	
		1 基 金 繰 入 金	
歳 入		合 計	

予 算 補 正

補 正 前 の 額	補 正 額	計
千円 95,717,503	千円 132,344	千円 95,849,847
92,745,448	132,344	92,877,792
928,943,918	132,344	929,076,262

歳 出

歳 出		項	
5 健 康 福 祉 費	款 福 祉 費		
		1 健 康 福 祉 費	
歳 出		合 計	

補 正 前 の 額	補 正 額	計
千円 217,258,635	千円 132,344	千円 217,390,979
46,340,118	132,344	46,472,462
928,943,918	132,344	929,076,262

第 2 表 繰越明許費補正

変 更						
款	項	事業名	補正前の額	補 正 額	補正後の額	
5 健康福祉費	1 健康福祉費	消費税等補助事業	千円	千円	千円	
			529,373	132,344	661,717	
繰越明許費総合計			67,250,470	132,344	67,382,814	

川崎市告示第122号

指定障害児通所支援事業者の指定について
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を

行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和6年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

申請者名称	事業所名称	事業所所在地	事業種類	指定年月日	事業所番号
一般社団法人 日本保育者未来通信	Natural time 発達臨床センター	川崎市中原区新城2丁目 5番9号佐藤ビル2階	児童発達支援	令和6年3月1日	1455200731
一般社団法人 日本保育者未来通信	Natural time 発達臨床センター	川崎市中原区新城2丁目 5番9号佐藤ビル2階	放課後等 デイサービス	令和6年3月1日	1455200731
合同会社晴れる一や	S I 発達支援 晴れる一や	川崎市高津区向ヶ丘68番1号 アネクスドルム101	放課後等 デイサービス	令和6年3月1日	1455300424
株式会社PROGRESS	ステラプレナDUO	川崎市高津区坂戸2-17-8 ROAD&SKY 1階	児童発達支援	令和6年3月1日	1455300655
株式会社コペル	コペルプラス 川崎長沢教室	川崎市多摩区長沢3-12-13	児童発達支援	令和6年3月1日	1455400653

川崎市告示第123号

指定障害福祉サービス事業者の指定について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規

定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和6年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

申請者名称	事業所名称	事業所所在地	事業種類	指定年月日	事業所番号
エピカワークス合同会社	OHANA川崎幸	川崎市幸区南加瀬 3-8-11 アルツ新川崎205	就労継続支援A型	令和6年3月1日	1415100153
株式会社AT	通所機能訓練 アットプレイス鷺沼	川崎市宮前区有馬8-28-27	生活介護	令和6年3月1日	1415500048
一般社団法人aeru	Belle porte	川崎市中原区井田3丁目 7番地19号	共同生活援助	令和6年3月1日	1425200019
株式会社ワイズ・ インフィニティ・エイト	GHソシオ川崎	川崎市宮前区南野川2-21-24	共同生活援助	令和6年3月1日	1425500012
NPO法人 チャレンジドサポート プロジェクト	グループホームあさお	川崎市麻生区細山二丁目8番3	共同生活援助	令和6年3月1日	1425600028

川崎市告示第124号

都市再生特別措置法(平成14年4月5日法律第22号)第62条第1項の規定に基づき、特例道路占用区域を指定したので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 特例道路占用区域及び設けることができる施設等の種類
別紙のとおり
- 指定の効力発生年月日
令和6年3月25日

特例道路占用区域及び設置できる施設等の種類

1 川崎駅周辺地区

(1) 指定する区域

- ① 県道主要地方道川崎府中の一部
- ② 県道扇町川崎停車場の一部
- ③ 駅前本町線の一部

(2) 設置できる施設

広告塔

2 指定区域図

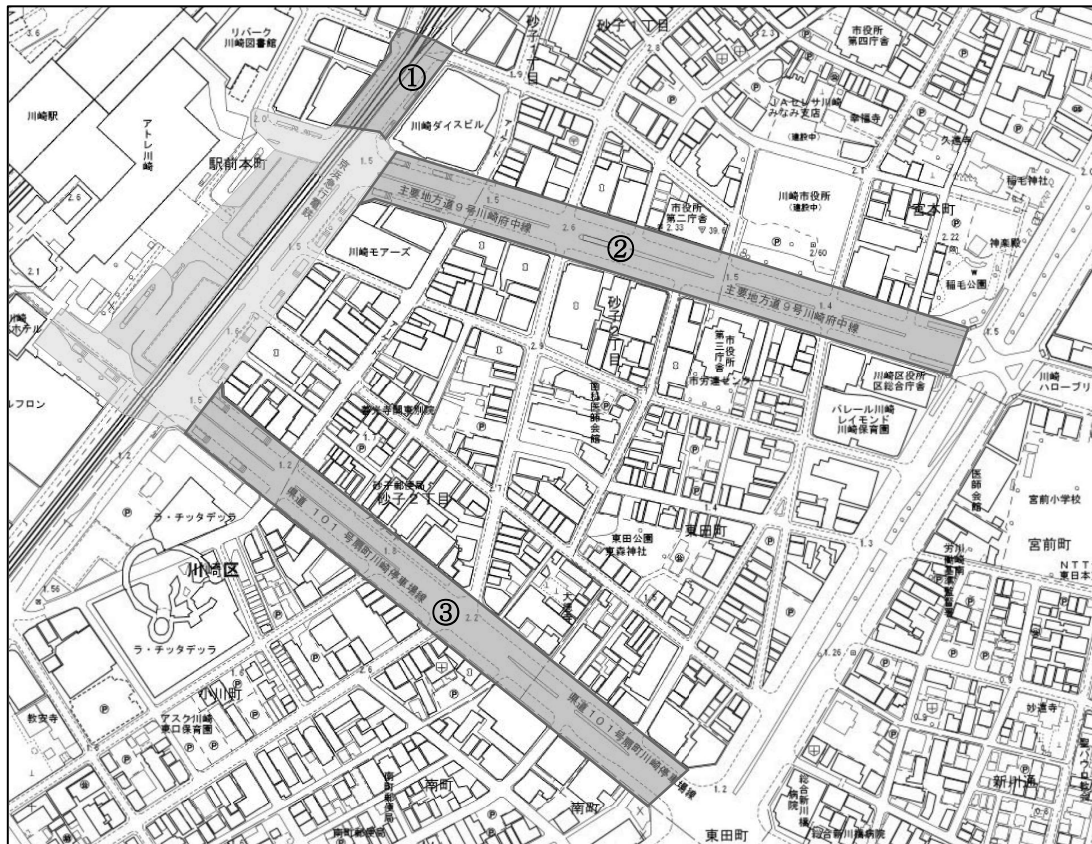
特例道路占用指定区域 (既存)



特例道路占用指定区域 (今回指定)



道路区域外 (駅前広場※既存)



川崎市告示第125号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和6年3月26日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙省略
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法

(1) 引取りの場所
別紙記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用
自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。
(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第126号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年3月26日から令和6年4月9日まで一般の縦覧に供します。

令和6年3月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	上麻生第155号線	川崎市麻生区上麻生5丁目455番2先	9.00	30.50	
		川崎市麻生区上麻生5丁目455番6先	10.50		
新	上麻生第155号線	川崎市麻生区上麻生5丁目455番2先	9.72	30.50	
		川崎市麻生区上麻生5丁目455番5先	10.56		

川崎市告示第127号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年3月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年3月26日から令和6年4月9日まで一般の縦覧に供します。

令和6年3月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
上麻生第155号線	川崎市麻生区上麻生5丁目455番2先	
	川崎市麻生区上麻生5丁目455番5先	

川崎市告示第128号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年3月27日から令和6年4月10日まで一般の縦覧に供します。

令和6年3月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	南幸町第13号線	川崎市幸区南幸町二丁目77番5先	5.82	37.83	
		川崎市幸区南幸町二丁目77番5先			
新	南幸町第13号線	川崎市幸区南幸町二丁目77番1先	6.00	37.83	
		川崎市幸区南幸町二丁目77番1先			
旧	南幸町第206号線	川崎市幸区南幸町二丁目77番6先	1.82	19.31	
		川崎市幸区南幸町二丁目77番6先			

新	南幸町 第206号線	川崎市幸区南幸町 二丁目77番1先 川崎市幸区南幸町 二丁目77番1先	2.91	19.31	
---	---------------	--	------	-------	--

川崎市告示第129号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年3月27日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年3月27日から令和6年4月10日まで一般の縦覧に供します。

令和6年3月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
南幸町 第13号線	川崎市幸区南幸町二丁目77番1先 川崎市幸区南幸町二丁目77番1先	
南幸町 第206号線	川崎市幸区南幸町二丁目77番1先 川崎市幸区南幸町二丁目77番1先	

川崎市告示第130号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年3月27日から令和6年4月10日まで一般の縦覧に供します。

令和6年3月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	長尾 第131号線	川崎市多摩区長尾一丁目53番2先 川崎市多摩区長尾一丁目49番4先	2.42	1.84	
新	長尾 第131号線	川崎市多摩区長尾一丁目53番2先 川崎市多摩区長尾一丁目49番4先	3.21	1.84	

川崎市告示第131号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年3月28日から令和6年4月11日まで一般の縦覧に供します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	長沢 第80号線	川崎市多摩区長沢四丁目8048番59先 川崎市多摩区長沢四丁目8048番59先	10.50 ～ 14.50	34.62	
新	長沢 第80号線	川崎市宮前区菅生ヶ丘8048番2先 川崎市多摩区長沢四丁目8048番59先	10.24 ～ 12.82	34.62	関係図面の通り

川崎市告示第132号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年3月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年3月28日から令和6年4月11日まで一般の縦覧に供します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
長沢 第80号線	川崎市宮前区菅生ヶ丘8048番2先 川崎市多摩区長沢四丁目8048番59先	

川崎市告示第133号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

- 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画用途地域の変更(鷺沼4丁目地区)
- 都市計画を定める土地の区域
 - 追加する部分
なし
 - 削除する部分
なし
 - 変更する部分
川崎市 宮前区 鷺沼4丁目地内
- 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第134号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画高度地区の変更(鷺沼4丁目地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市 宮前区 鷺沼4丁目地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第135号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画地区計画の決定(鷺沼4丁目地区地区計画)
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
川崎市 宮前区 鷺沼4丁目地内
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
なし
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第136号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画特別緑地保全地区の決定(西生田4丁目特別緑地保全地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
川崎市 多摩区 西生田4丁目地内
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
なし
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第137号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画特別緑地保全地区の変更(早野梅ヶ谷特別緑地保全地区ほか1地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域
早野梅ヶ谷特別緑地保全地区
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市 麻生区 早野地内
王禅寺源左衛門谷特別緑地保全地区
- (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市 麻生区 王禅寺地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第138号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の一部の指定の解除について
土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項

の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の一部の指定を解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

令和4年川崎市告示第634号により指定した区域(川崎市川崎区小田栄二丁目3番52の一部)の一部(別図のとおり)

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

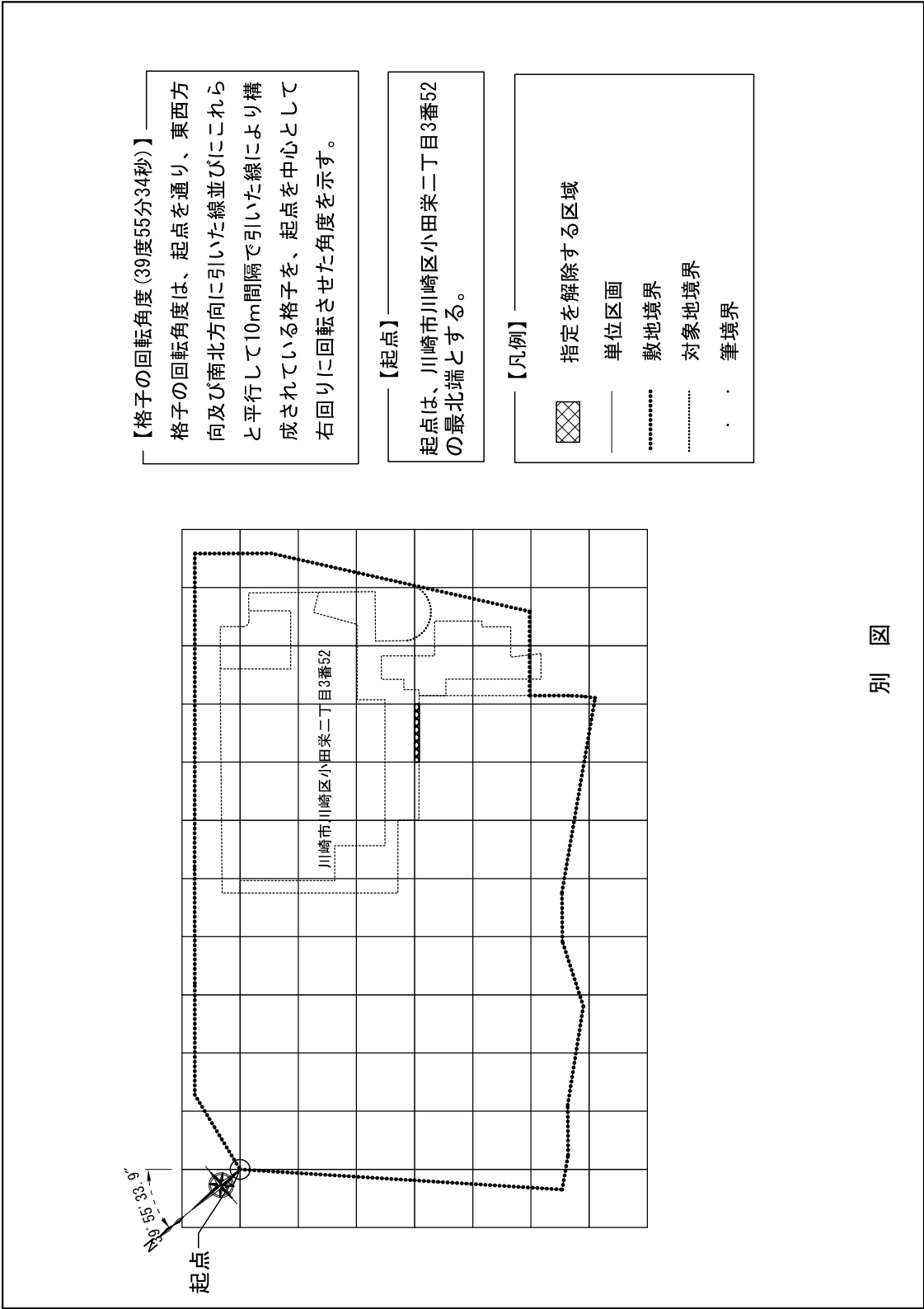
該当なし

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去



別 図

川崎市告示第139号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条の規定により行う令和6年度の予防接種については、別表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行

令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき告示します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

医療機関名	住所	
川崎ひのわクリニック	川崎市川崎区本町1-8-2	トラストビル3階
松田内科医院	川崎市川崎区堀之内10-24	
いしいクリニック乳腺外科	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル10F
うすい整形外科医院	川崎市川崎区砂子2-2-10	第2園ビル
稲葉医院	川崎市川崎区砂子1-5-22	
川崎おおつか内科・消化器内科	川崎市川崎区砂子2-6-2	川崎三恵ビル4F
川崎レディースクリニック	川崎市川崎区砂子2-11-20	加瀬ビル133 4階
入江医院	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル3F
あべクリニック	川崎市川崎区駅前本町4-7	堀井ビル3F
おおしま内科	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎3階・4階
ナビタスクリニック川崎	川崎市川崎区駅前本町26-1	アトレ川崎8F
ルナレディースクリニック川崎駅前院	川崎市川崎区駅前本町3-1	NMF川崎東口ビルB1F
三島クリニック	川崎市川崎区駅前本町7-4-8F	
川崎駅ふみレディースクリニック	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎2階
川崎駅前クリニック	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前タワーリパーク6F
川崎駅東口内科クリニック・アレルギー科・小児科	川崎市川崎区駅前本町10-1	MEFULL川崎11階
畑医院	川崎市川崎区宮前町5-1	
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	
総合新川橋病院	川崎市川崎区新川通1-15	
阿部医院	川崎市川崎区貝塚1-9-10	
川崎すずき内科クリニック	川崎市川崎区貝塚1-15-4	エスタbuilding3F
悠翔会在宅クリニック川崎	川崎市川崎区貝塚1-15-4	ESTA BUILDING7F
由井クリニック	川崎市川崎区貝塚2-4-19	
かめだこどもクリニック	川崎市川崎区池田2-4-5	
ささきクリニック	川崎市川崎区池田1-6-3	八丁堰クリニックファーム2階
内科小児科宮島医院	川崎市川崎区池田2-7-4	
川崎クリニック	川崎市川崎区日進町7-1	川崎日進町ビルディング6階
太田総合病院	川崎市川崎区日進町1-50	
馬嶋病院	川崎市川崎区日進町24-15	
宮川病院	川崎市川崎区大師駅前2-13-13	
村山整形外科	川崎市川崎区大師駅前1-6-17	パークホームズ川崎大師表参道2F
大江医院	川崎市川崎区川中島1-13-2	
キノメディッククリニック川崎	川崎市川崎区藤崎3-6-1	
協同ふじさきクリニック	川崎市川崎区藤崎4-21-2	
平安医院	川崎市川崎区藤崎4-19-15	
野田医院小児科内科眼科	川崎市川崎区藤崎1-1-3	
青山クリニック	川崎市川崎区伊勢町25-3	
なかじまクリニック	川崎市川崎区中島3-9-9	
総合川崎臨港病院	川崎市川崎区中島3-13-1	
港町こどもクリニック	川崎市川崎区港町5-2-103	
港町つばさクリニック	川崎市川崎区港町5-2	リヴァリエB棟104号
門前外科医院	川崎市川崎区東門前1-14-4	
和田内科医院	川崎市川崎区東門前3-1-6	
後藤医院	川崎市川崎区昭和2-16-16	
大師診療所	川崎市川崎区大師町6-8	
さくら中央クリニック	川崎市川崎区大師本町9-11	

医療機関名	住所	
AOI国際病院	川崎市川崎区田町2-9-1	
鈴木医院	川崎市川崎区田町1-6-15	
昭和医院	川崎市川崎区出来野7-20	
かんのんクリニック	川崎市川崎区観音2-15-18	
川崎大師いしまる内科クリニック	川崎市川崎区観音2-10-6	第3忠ぶねビル1F
いしい医院	川崎市川崎区桜本2-4-9	
川崎協同病院	川崎市川崎区桜本2-1-5	
花田内科胃腸科医院	川崎市川崎区大島4-16-1	
森田クリニック	川崎市川崎区大島5-10-5	
村上外科医院	川崎市川崎区大島1-5-14	
渡辺外科内科医院	川崎市川崎区大島2-17-16	
高良医院	川崎市川崎区大島3-15-17	
田辺医院	川崎市川崎区大島上町1-10	
アルトクリニック	川崎市川崎区渡田3-4-12	
川崎グランハートクリニック	川崎市川崎区渡田向町15-2	
キャップスクリニック小田栄	川崎市川崎区小田栄2-2-3	LICOPA川崎2階
川崎七福診療所	川崎市川崎区小田栄2-3-1	コーナン川崎小田栄店2階
元木町眼科・内科	川崎市川崎区渡田新町2-1-1	
第一クリニック	川崎市川崎区渡田新町2-3-5	
熊谷医院	川崎市川崎区小田5-28-15	
野末整形外科歯科内科	川崎市川崎区小田5-1-3	
柴田医院	川崎市川崎区浅田3-10-12	
京町クリニック	川崎市川崎区京町1-9-11	
京町診療所	川崎市川崎区京町2-15-6	神和ビル
黒坂医院	川崎市川崎区京町2-8-17	
竹内クリニック	川崎市川崎区京町2-24-4-111	
飯塚医院	川崎市川崎区京町2-14-2	
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	川崎市川崎区浜町1-7-6	
安土医院	川崎市川崎区浜町1-22-6	
こうかんクリニック	川崎市川崎区鋼管通1-2-3	
日本鋼管病院	川崎市川崎区鋼管通1-2-1	
市電通りごうだクリニック	川崎市川崎区田島町23-1	
東扇島診療所	川崎市川崎区東扇島78	
介護老人保健施設千の風・川崎	川崎市幸区小向町15-25	
佐々木内科クリニック	川崎市幸区小向町3-21	
さいわい整形外科	川崎市幸区戸手1-2-1	みゆきコーポラス1F
橋爪医院	川崎市幸区戸手2-3-12	
田村外科病院	川崎市幸区戸手1-9-13	
関クリニック	川崎市幸区幸町3-7	
三條医院	川崎市幸区幸町2-697	
ゆみメディカルクリニック	川崎市幸区中幸町1-18-5-2F	
米田医院	川崎市幸区中幸町3-13	
大野クリニック	川崎市幸区堀川町580	ソリッドスクエア西館2F
こんどうレディース診療所	川崎市幸区大宮町2-8-1A	
ミューザ川崎こどもクリニック	川崎市幸区大宮町1310	ミューザ川崎2F
横山クリニック	川崎市幸区大宮町14-4	尊昌ビル4F
川崎リウマチ・内科クリニック	川崎市幸区大宮町1310番地	ミューザ川崎222区画
中村クリニック泌尿器科	川崎市幸区大宮町1310-2F	
いきいきクリニック	川崎市幸区南幸町2-34-2	
おさないクリニック	川崎市幸区南幸町2-80	KS紅屋ビル4F
けいクリニック	川崎市幸区南幸町3-104	中川ビル3F

医療機関名	住所	
ましも内科循環器内科	川崎市幸区南幸町2-26-12	
まつくら整形外科	川崎市幸区南幸町2-21-7	
小林クリニック	川崎市幸区南幸町2-80	
森田医院	川崎市幸区南幸町3-14	
川崎幸クリニック	川崎市幸区南幸町1-27-1	
あいホームケアクリニック	川崎市幸区都町37-10	都町ビル1階
第二川崎幸クリニック	川崎市幸区都町39-1	
黒瀬クリニック	川崎市幸区神明町2-1-1	
川崎中央クリニック	川崎市幸区神明町2-68-7	
鈴木医院	川崎市幸区神明町2-14-7	
植村内科医院	川崎市幸区戸手本町1-44-5	
松葉医院	川崎市幸区塚越2-159	
川崎くらかた胃腸内科	川崎市幸区塚越4-314-2	
田中小児科医院	川崎市幸区塚越2-217	
みつや内科診療所	川崎市幸区古川町120	
さいわい鹿島田クリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎
ゆりこどもクリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎5F
まつの内科クリニック	川崎市幸区新川崎5-2	シンカモール3F
関口医院	川崎市幸区古市場1-21	
川崎セツルメント診療所	川崎市幸区古市場2-67	
中村整形外科	川崎市幸区古市場1-21	
たつのこどもクリニック	川崎市幸区下平間359	
ナカオカクリニック	川崎市幸区下平間38	
まつやまクリニック	川崎市幸区下平間341	レオナⅢ2F
石永医院	川崎市幸区下平間130	
千梨内科クリニック	川崎市幸区下平間359	レオナV201
南武医院	川崎市幸区下平間205	
たくま幸クリニック	川崎市幸区小倉3-28-12	シャリオ佐野1F
パークシティクリニック	川崎市幸区小倉1-1	パークシティ新川崎クリニック
栗田病院	川崎市幸区小倉2-30-13	
小倉かとう内科	川崎市幸区小倉5-19-23	クロスガーデン川崎209号
柁原医院	川崎市幸区小倉3-23-4	
木村整形外科	川崎市幸区小倉1-3-14	
いしいアレルギーこどもクリニック	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル4F
うちやま南加瀬クリニック 内科・内視鏡内科	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル2階
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	川崎市幸区南加瀬3-25-1	
鎌田医院	川崎市幸区南加瀬4-30-2	
生駒クリニック	川崎市幸区南加瀬4-27-6	
川崎南部在宅診療所	川崎市幸区南加瀬2-8-15-1F-B	
南加瀬しらい整形外科クリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8-3F	
南加瀬ファミリークリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8-2F	
メディ在宅クリニック	川崎市幸区矢上2-7	
高取内科医院	川崎市幸区矢上13-6	
スキップこどもアレルギークリニック	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
高橋クリニック	川崎市幸区北加瀬2-7-20	
新川崎むらせ内科循環器内科	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
はとりクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル3F
鹿島田病院	川崎市幸区鹿島田1-21-20	
新川崎こびきウィメンズクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル2F
新川崎ふたばクリニック小児科・皮膚科	川崎市幸区鹿島田1-4-3-1階	
あむろ内科クリニック	川崎市中原区上丸子八幡町796	メゾン吉棟1階

医療機関名	住所	
こすぎ駅前クリニック	川崎市中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F
さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科	川崎市中原区新丸子東3-1100-14-2F	
サンマルコクリニック	川崎市中原区新丸子東1-825-7	長井ビル2F
ヒロクリニック	川崎市中原区新丸子東1-826	
むさし小杉内科クリニック	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
田中内科クリニック	川崎市中原区新丸子東1-774	
渡辺こども診療所	川崎市中原区新丸子東1-788	
武蔵小杉ささもと小児科・アレルギー科	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
武蔵小杉ハートクリニック	川崎市中原区新丸子東3-946-3	MKファーストビル1F
武蔵小杉レディースクリニック	川崎市中原区新丸子東3-1302-4F452	
武蔵小杉胃と大腸の内視鏡・消化器内科クリニック川崎中原院	川崎市中原区新丸子東3-1156-2	Classense武蔵小杉北館2F
えじり子供クリニック	川崎市中原区新丸子町734-1	
かわいクリニック武蔵小杉	川崎市中原区新丸子町767-2	氏橋ビル3階B区画
荒田内科クリニック	川崎市中原区新丸子町747	グランイーサ新丸子Ⅱ1F
山口外科	川崎市中原区新丸子町745-3	
山出内科	川崎市中原区新丸子町727-1	
新丸子皮フ科・アレルギー科クリニック	川崎市中原区新丸子町748 1F	
前田医院	川崎市中原区新丸子町765	
松本クリニック	川崎市中原区丸子通2-441	
新丸子ペインクリニック内科	川崎市中原区丸子通2-682	エデフィスAN101号室
こだま診療所	川崎市中原区下沼部1886	セントラルハイツⅠ 101
やまと診療所武蔵小杉	川崎市中原区下沼部1760	カインド玉川3階
わたたに医院	川崎市中原区下沼部1747	
中村医院	川崎市中原区下沼部1930-2	
亀谷クリニック	川崎市中原区中丸子361	
平間クリニック内科・泌尿器科	川崎市中原区中丸子589-11	Mメディカルプラザ3F
土井小児科医院	川崎市中原区上平間1149-1	
菊岡内科医院	川崎市中原区田尻町35	
小林医院	川崎市中原区北谷町31	
中橋メディカルクリニック	川崎市中原区北谷町51-9	
二宮内科小児科クリニック	川崎市中原区北谷町693	
キャップスクリニック武蔵小杉	川崎市中原区市ノ坪449-3	シティタワー武蔵小杉1F
内田クリニック	川崎市中原区市ノ坪223	スカイ来夢101
もくぼ内科クリニック	川崎市中原区本月住吉町2-25	エバビル2 4階
宇藤内科医院	川崎市中原区荻宿24-37	
わかばこどもクリニック	川崎市中原区西加瀬17-8	エクセレントビュー元住吉1F
古矢整形外科	川崎市中原区西加瀬4-12	
野ロクリニック	川崎市中原区西加瀬16-10	
はぐくみ母子クリニック元住吉	川崎市中原区本月1-24-27-101	
みやぎ内科クリニック	川崎市中原区本月3-25-10	
もとすみ内科・胃腸内科クリニック	川崎市中原区本月1-33-15	進栄ビル1階
綾部内科クリニック	川崎市中原区本月1-23-7	
宮尾クリニック	川崎市中原区本月1-6-14	
元住吉クリニック	川崎市中原区本月2-12-18	
元住吉くろさき呼吸器内科クリニック	川崎市中原区本月1-33-15	進栄ビル1F
元住吉こころみクリニック	川崎市中原区本月1-28-5	メディカルプラザD元住吉3F
元住吉レディースクリニック	川崎市中原区本月1-30-17	
徳植医院	川崎市中原区本月1-2-24	
豊崎医院	川崎市中原区本月1-31-10	
北村医院	川崎市中原区本月2-14-6	
毛利医院	川崎市中原区本月3-5-33	

医療機関名	住所	
久保田クリニック	川崎市中原区木月祇園町15-1	
江島整形外科クリニック	川崎市中原区木月祇園町14-16-115	
澤口内科クリニック	川崎市中原区木月祇園町14-16	グランリビオ元住吉116
中島クリニック	川崎市中原区井田中ノ町8-36	
有田こどもクリニック	川崎市中原区井田中ノ町33-5	
さかもと内科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3-1F	
すずき耳鼻咽喉科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3	
川崎市立井田病院	川崎市中原区井田2-27-1	
島脳神経外科整形外科医院	川崎市中原区井田杉山町29-10	
中原小杉元住吉ほしおか・内科・消化器・内視鏡クリニック	川崎市中原区井田三舞町3-5	
すずむらクリニック	川崎市中原区下小田中3-31-1	フェニックスコート1F
たかはし内科	川崎市中原区下小田中1-3-6	JOJビル1F
なかはら内科クリニック	川崎市中原区下小田中3-30-3	
はぐくみ母子クリニック	川崎市中原区下小田中3-33-5	
むさし整形外科	川崎市中原区下小田中2-1-31-2F	
山高クリニック	川崎市中原区下小田中2-33-39	
上杉クリニック	川崎市中原区下小田中1-15-33	
神保内科クリニック	川崎市中原区下小田中2-1-31	
中原こどもクリニック	川崎市中原区下小田中1-1-6	
武蔵中原しくらクリニック	川崎市中原区下新城2-1-38	
回生医院	川崎市中原区新城中町2-10	
宮崎医院	川崎市中原区新城3-13-8	
京浜総合病院	川崎市中原区新城1-2-2	
春原内科クリニック	川崎市中原区新城3-2-13	
中島医院	川崎市中原区新城3-5-1	
うちだこどもクリニック	川崎市中原区上新城2-14-23	アドヴァンススクエア武蔵新城1F
おばな内科クリニック	川崎市中原区上新城2-4-8	
はる内視鏡クリニック	川崎市中原区上新城2-11-25-3F	
ふじむら耳鼻咽喉科	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城メディカルビル2F
やまだ内科クリニック	川崎市中原区上新城1-2-28-2階	
新城女性のクリニック	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城メディカルビル4F
さかね内科クリニック	川崎市中原区宮内2-12-1	
ハウズクリニック渡辺内科	川崎市中原区宮内1-8-3	
おくせ医院	川崎市中原区上小田中1-26-1	ハイムチェリー B101
しまだ小児クリニック	川崎市中原区上小田中2-42-22	スターネスト1F
だんのうえ眼科クリニック	川崎市中原区上小田中3-23-34	メディ中原ビル3F
つちや内科・循環器内科	川崎市中原区上小田中5-2-7	
はらクリニック	川崎市中原区上小田中6-26-3-2F	
ポブラメディカルクリニック	川崎市中原区上小田中3-29-2	ザ・クレストシティパークコート1F
武蔵中原まちいクリニック	川崎市中原区上小田中6-23-10	小川ビル1F
コスギコモンズクリニック	川崎市中原区小杉町2-228-1 W3	
こすぎレディースクリニック	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セントア武蔵小杉A棟3F
こすぎ坂本医院	川崎市中原区小杉町3-441-9	伊達ビル2階
こすぎ小児科	川崎市中原区小杉町3-249-2-101	
こすぎ皮ふ科	川崎市中原区小杉町3-432	尾村ビル1階・2階
さとうクリニック	川崎市中原区小杉町3-8-6	ブリースト武蔵小杉1F
とまり木ウイメンズクリニック 武蔵小杉	川崎市中原区小杉町3-441-1	ベルクレール武蔵小杉2F
のなみクリニック	川崎市中原区小杉町1-547-83	
はなまるクリニック	川崎市中原区小杉町2-313	ボン・ルテェール小杉1階
ひまわり小児科	川崎市中原区小杉町3-1501-1	A-303
むらた内科クリニック	川崎市中原区小杉町3-1501	セントア武蔵小杉A棟1階

医療機関名	住所	
加藤順クリニック	川崎市中原区小杉町3-441-1	エントピア安藤2F
柴崎整形外科	川崎市中原区小杉町1-529-15	
塚原クリニック	川崎市中原区小杉町1-529-12	STEPS-3
武蔵小杉森のこどもクリニック小児科・皮膚科	川崎市中原区小杉町2-228-1	パークシティ武蔵小杉ザガーデンタワーズウエスト1F
武蔵小杉整形外科	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス2F
さかい医院	川崎市中原区今井南町9-34	
岡島クリニック	川崎市中原区今井南町21-35-102	
清水医院	川崎市中原区今井仲町12-12	
田口小児科医院	川崎市中原区今井仲町10-18	
たむらクリニック	川崎市中原区今井西町12-14	
神田クリニック	川崎市中原区今井上町4-4	ハルセン武蔵小杉1F
小杉外科内科医院	川崎市中原区小杉御殿町2-88	
関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町1-1	
日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉町1-383	
えがおの森こどもアレルギークリニック	川崎市高津区溝口3-7-11-2F	
ひっぱこどもアレルギークリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
やぐち耳鼻咽喉科クリニック	川崎市高津区溝口4-1-17	SKD高津駅前ビルⅠ 3F
猿谷耳鼻咽喉科医院	川崎市高津区溝口3-10-38	
宮川内科医院	川崎市高津区溝口1-6-1	
溝の口おかもと糖尿病内科	川崎市高津区溝口2-14-31	MSメディカルビル 1F
溝の口クリニック	川崎市高津区溝口1-12-20	ウエストキャニオンビルⅡ2F
溝の口脳神経外科クリニック	川崎市高津区溝口2-14-31-3F	
高津駅前はら内科ハートクリニック	川崎市高津区溝口3-7-11 3F	
三輪内科おなかクリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
洲之内内科	川崎市高津区溝口1-13-16-102	
住永クリニック	川崎市高津区溝口2-6-26	アズマヤ栄橋ビル2F
総合高津中央病院	川崎市高津区溝口1-16-7	
田園二子クリニック	川崎市高津区溝口2-16-5	アイピー溝の口ビル2F
優ウィメンズクリニック	川崎市高津区溝口3-7-1	フロントビル4F
鈴木医院	川崎市高津区溝口2-18-46	
おひさまげんきクリニック	川崎市高津区二子5-2-5	第1井上ビル2A
プレストケア高津	川崎市高津区二子5-2-1	中興2ビル 3階
窪田医院	川崎市高津区二子5-10-1	
高津内科クリニック	川崎市高津区二子3-33-20	
二子クリニック	川崎市高津区二子1-11-15	
高橋内科医院	川崎市高津区諏訪1-9-1	諏訪平老番館1階
二子新地ひかりこどもクリニック	川崎市高津区諏訪1-3-15	FMフラット1F
はっとりファミリークリニック	川崎市高津区北見方2-16-1	
おかの小児科・アレルギー科	川崎市高津区久本3-2-1	ウェルタワー 1F
つるや内科クリニック	川崎市高津区久本1-6-5	
みぞのくちファミリークリニック	川崎市高津区久本3-14-1-1F	
もぎたて耳鼻咽喉科	川崎市高津区久本1-2-5	関口第一ビル4階401
レディースクリニック溝の口	川崎市高津区久本3-3-3-203	
溝の口慶友クリニック	川崎市高津区久本3-1-31	U-LAND溝ノロビル4F
豊田クリニック	川崎市高津区久本3-2-3	
廣津医院	川崎市高津区久本3-6-1-212	
K S Pクリニック	川崎市高津区坂戸3-2-1	かながわサイエンスパーク西棟5F
溝の口胃腸科・内科クリニック	川崎市高津区坂戸1-6-20	ハイランド・ベイ溝の口1F
坂戸診療所	川崎市高津区坂戸1-6-18	
Sunnyこどもクリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイリオ梶が谷モール7F
アクアこどもクリニック	川崎市高津区末長2-10-18	光亮第一ビル3F

医療機関名	住所	
そめや内科クリニック	川崎市高津区末長1-45-1	秋本ビル1階
梶が谷駅前内科クリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイリオ梶が谷MALL6F
梶ヶ谷クリニック	川崎市高津区末長1-23-17	
福住医院	川崎市高津区末長3-12-3	
新城・新作こどもクリニック	川崎市高津区新作4-12-6	FMビル2F
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	川崎市高津区新作3-1-4	
片倉病院	川崎市高津区新作4-11-16	
あおば内科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷6-2-8	
かたおか小児科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷3-7-28-101	
ハタカズコ婦人クリニック	川崎市高津区千年新町28-9	
千年診療所	川崎市高津区千年新町29-5	
いずみ泌尿器科皮フ科	川崎市高津区千年301-1-203	
桐村医院	川崎市高津区千年200-5	
千年ファミリークリニック	川崎市高津区千年637-4	
かわかみ小児科クリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモール2F
しまむらクリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモール1F
山本医院	川崎市高津区子母口728-4	
伊藤医院	川崎市高津区久末1894	
森クリニック	川崎市高津区久末9-1	
ゆめこどもクリニック	川崎市高津区東野川2-36-4	久末メディカルビレッジB棟2F
大久保クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	
田中クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	久末メディカルビレッジA棟1F
福西内科クリニック	川崎市高津区東野川1-7-9	メディカルクリア野川2F
野川整形外科	川崎市高津区東野川1-7-9-1F	
久地さとう医院	川崎市高津区宇奈根637-5	
くじこどもクリニック	川崎市高津区久地4-24-30	
久地診療所	川崎市高津区久地4-19-8	
村川内科クリニック	川崎市高津区久地4-24-5-2F	
内田内科	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンスクエア1F
はまゆり糖・生活習慣病クリニック 溝の口	川崎市高津区下作延2-2-8	溝の口フラワーメディカルモール2F
みぞのくちユース&ウィメンズクリニック	川崎市高津区下作延2-2-8-3F	
メディクスクリニック溝の口	川崎市高津区下作延5-11-12	
国島医院	川崎市高津区下作延3-22-7	
長瀬クリニック	川崎市高津区下作延3-3-10	スルバリエ梶ヶ谷2F
津田山クリニック	川崎市高津区下作延6-4-1	
椿クリニック	川崎市高津区下作延2-3-38	TKビル301
武井クリニック	川崎市高津区下作延2-7-26	シティフォーラム溝ノ口101号
北浜こどもクリニック	川崎市高津区下作延3-3-10-2F	
木暮クリニック	川崎市高津区下作延2-4-3-3F	
にし医院	川崎市高津区上作延1-20-20	
帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子5-1-1	
虎の門病院分院	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1	
ありま眼科	川崎市宮前区東有馬5-23-22	
きたじま内科・脳神経クリニック	川崎市宮前区東有馬5-1-2	メディカルプラザD東有馬1F
森島小児科内科クリニック	川崎市宮前区東有馬3-15-10	
菅野耳鼻咽喉科	川崎市宮前区東有馬3-5-29	KUMANOビル1F
本村医院	川崎市宮前区東有馬5-24-1-1F	
さがらクリニック	川崎市宮前区有馬5-19-7-201	
なないろこどもとアレルギーのクリニック	川崎市宮前区有馬5-17-21	
鷺沼診療所	川崎市宮前区有馬1-22-16	
有馬病院	川崎市宮前区有馬3-10-7	

医療機関名	住所	
キッズクリニック鷺沼	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレンド・ベース3F
こにしクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-3-13	鷺沼東急アパート1F
さぎぬま一丁目クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-24-4	ライズモール鷺沼1階
さぎぬま公園クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-1	ブレイル鷺沼ヴェルエスタ203
丸田クリニック	川崎市宮前区鷺沼3-4-5	
原クリニック	川崎市宮前区鷺沼4-10-5	
鷺沼産婦人科	川崎市宮前区鷺沼3-5-17	
鷺沼人工腎臓石川クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-10-3	
山口整形外科	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレンドベース4階
春待坂ハートクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	
田園都市クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-22-7	
本田医院	川崎市宮前区鷺沼1-10-11	
さぎぬま高橋内科クリニック	川崎市宮前区土橋3-3-1	ドゥーエ・アコルデ204
すずか小児科・皮ふ科クリニック	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビル・ベルディア2F
みよしこどもクリニック	川崎市宮前区土橋6-15-1	宮前平パームハウスB-115
むとう小児科クリニック	川崎市宮前区土橋3-2-17	
やがわ内科・消化器内科	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビルベルディア1F
河野医院	川崎市宮前区土橋3-3-4	
宮前平医院	川崎市宮前区土橋2-1-30	
K-クリニック	川崎市宮前区宮前平2-1-6	
クリニックのびのびキッズピア	川崎市宮前区宮前平2-15-3	ダイチビル2F
たかの循環器内科クリニック	川崎市宮前区宮前平3-2-1	
宮前平第2クリニック	川崎市宮前区宮前平2-5-16	ネバーランド3F
宮前平内科クリニック	川崎市宮前区宮前平2-15-2	
根岸耳鼻咽喉科医院	川崎市宮前区宮前平2-1-5	
三倉医院	川崎市宮前区宮前平2-15-15	
神奈川ひまわりクリニック	川崎市宮前区宮前平3-3-26	
川本整形外科	川崎市宮前区宮前平2-1-3	
福島内科医院	川崎市宮前区宮前平2-19-9	
あると内科クリニック	川崎市宮前区小台1-20-2	リバーレ鷺沼201
いとりレディースクリニック宮前平	川崎市宮前区小台2-5-1-303	
菊岡医院	川崎市宮前区小台2-22-7	
宮前平すがのクリニック	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール3F
宮前平健栄クリニック	川崎市宮前区小台2-5-2	宮前平ハイツ2F
鷺沼透光診療所	川崎市宮前区小台1-20-1	アン・ビジネスパーク6階
川崎ヒューマンクリニック	川崎市宮前区小台1-17-3-101	
川崎宮前平とくえ内科循環器内科クリニック	川崎市宮前区小台2-5-1	ティモネ宮前平301
東方医院	川崎市宮前区小台2-6-2	ラポール宮前平3F
たかはしメモリークリニック	川崎市宮前区犬蔵2-7-1	
北部市場クリニック	川崎市宮前区水沢1-1-1	川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内
かわさき記念病院	川崎市宮前区潮見台20-1	
潮見台植木クリニック	川崎市宮前区潮見台6-7-103	
あおやぎ内科循環器クリニック	川崎市宮前区菅生2-1-9	
ゆりかごクリニック	川崎市宮前区菅生1-2-20	イズミール103号
いしだ内科外科クリニック	川崎市宮前区平4-4-1	
おおたけファミリークリニック	川崎市宮前区平1-1-4	平橋クリニックガーデン2F
鎌田クリニック	川崎市宮前区平2-11-3	YOUビル1F
宮前平グリーンハイツ診療所	川崎市宮前区けやき平1-16-209	
みやびクリニック	川崎市宮前区南平台3-17	
鎌田クリニック南平台	川崎市宮前区南平台3-30	
山本内科クリニック	川崎市宮前区白幡台1-9-10	

医療機関名	住所	
小林外科胃腸科	川崎市宮前区神木本町2-2-17	
くりう内科クリニック	川崎市宮前区神木2-2-1	
いのうえクリニック	川崎市宮前区宮崎5-14-2	
さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-2-3F	
たかはしクリニック	川崎市宮前区宮崎2-13-1	ドンジョン宮崎台1F
ニコットこどもクリニック	川崎市宮前区宮崎2-9-3	メゾン・ド・バッハ1階
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	川崎市宮前区宮崎2-10-2-2階	
もぎ循環器科内科医院	川崎市宮前区宮崎5-14-19	
宮崎台クリニック	川崎市宮前区宮崎3-14-23	
宮崎台耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-8-2F	
宮前つばさクリニック	川崎市宮前区宮崎6-9-5	
かねこクリニック	川崎市宮前区馬絹4-4-13	
小野田医院	川崎市宮前区馬絹6-22-14	
川原小児科	川崎市宮前区馬絹1-1-41	
大野医院	川崎市宮前区馬絹3-8-34	
好生堂医院	川崎市宮前区野川本町2-2-10	
馬目整形外科・内科クリニック	川崎市宮前区野川本町1-3-1	
佐治医院	川崎市宮前区南野川3-6-2	
風の道クリニック	川崎市宮前区野川台3-7-1	
野川クリニック	川崎市宮前区野川台1-21-15	
こども元気！内科クリニック	川崎市宮前区西野川1-4-17	
村上循環器科内科皮膚科	川崎市宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター 2F
聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	
コハル内科	川崎市多摩区菅4-1-1	コントライ101号
てづか内科・循環器クリニック	川崎市多摩区菅1-5-12-1A	
まつもと小児クリニック	川崎市多摩区菅1-2-31-201	
稲田堤メディカルクリニック	川崎市多摩区菅2-15-5	
関口内科医院	川崎市多摩区菅2-8-27	第一平山ビル1階
清水小児科クリニック	川崎市多摩区菅6-13-20	
西村クリニック	川崎市多摩区菅2-4-2	サニーサイド202
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28-201	
前原医院	川崎市多摩区菅馬場1-1-27	
あいクリニック産婦人科・小児科	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
ことぶきクリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
つじ内科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
大倉消化器科外科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
みやもと訪問クリニック	川崎市多摩区菅北浦2-17-15	マスダエレメントビル3階
稲田小児科医院	川崎市多摩区菅北浦2-2-24	
稲田登戸クリニック	川崎市多摩区菅北浦4-3-1	オークヒルズ101号
土井医院	川崎市多摩区菅北浦4-11-25	
多摩クリニック	川崎市多摩区布田2-24	
池田小児科医院	川崎市多摩区中野島3-15-15	
中野島たきぐち耳鼻咽喉科	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルヴィレッジA101
中野島小児科クリニック	川崎市多摩区中野島6-22-9	
中野島診療所	川崎市多摩区中野島4-9-1	
中野島糖尿病クリニック	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルヴィレッジA 2F
中野島北口コガワクリニック	川崎市多摩区中野島6-26-2-2F	
藤田クリニック	川崎市多摩区中野島3-14-37	
牧野クリニック	川崎市多摩区中野島3-27-34	バードタウン7番館1F
やまもとクリニック	川崎市多摩区登戸新町404	
多摩ファミリークリニック	川崎市多摩区登戸新町337	エニービル1F

医療機関名	住所	
中村医院	川崎市多摩区登戸新町358-1	
登戸内科・脳神経クリニック	川崎市多摩区登戸新町434	
鈴木内科医院	川崎市多摩区登戸新町188	
clinic WIZ のぼりと・ゆうえん小児科	川崎市多摩区登戸1927-1	アリスティオ1F
あかりクリニック	川崎市多摩区登戸2066-1 101	
あさい内科医院	川崎市多摩区登戸538	
えがわ療育クリニック	川崎市多摩区登戸2256-1F	
こう内科クリニック	川崎市多摩区登戸2766-5	SKビル101
ささき腎泌尿器クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸301
すずき内科クリニック	川崎市多摩区登戸2130-2	アトラスタワー向ヶ丘遊園208
すばる診療所	川崎市多摩区登戸598-2	
たけもとレディースクリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	グランソレイユ登戸302号室
たけやま呼吸器・内科クリニック	川崎市多摩区登戸2427-5	メディカルプレイスタナカ3F
たまこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2948-6	
たまふれあいクリニック	川崎市多摩区登戸1763	ライフガーデン向ヶ丘2階
なかむらこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building 401
のぼりとキッズクリニック	川崎市多摩区登戸2565-1	
ベルズレディースクリニック	川崎市多摩区登戸3351-203	
岡野内科医院	川崎市多摩区登戸1737	ハーベストヒル1F
公文内科クリニック	川崎市多摩区登戸1792-2	アムクレスト向ヶ丘1階
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	川崎市多摩区登戸2662-1	ブラザ向ヶ丘遊園3F
向ヶ丘久保田内科	川崎市多摩区登戸2708-1	YMビル3F・4F
桜クリニック	川崎市多摩区登戸3292	グランシャリオ1F
多摩脳神経外科	川崎市多摩区登戸1654	エス・オービル
登戸クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸101, 201号室
登戸なかに消化器・糖尿病内科	川崎市多摩区登戸2565-1	イル・マーレ2F
登戸ハナミズキ内科	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building4F
登戸プライマリ・ケアクリニック	川崎市多摩区登戸1856-10	松鷹ビル101号
豊田クリニック	川崎市多摩区登戸3200	
コクボ診療所	川崎市多摩区宿河原6-33-9-1F	
久保田診療所	川崎市多摩区宿河原4-21-23	
石原内科医院	川崎市多摩区宿河原3-10-3	
本橋内科クリニック	川崎市多摩区宿河原3-1-6	
高橋クリニック	川崎市多摩区堰3-5-14	
かえでファミリークリニック	川崎市多摩区長尾5-2-2-101	
西根医院	川崎市多摩区桁形1-8-38	
在宅療養支援クリニック かえでの風 たま・かわさき	川崎市多摩区三田1-8-9	グレイスイズミ106号室
黒須内科クリニック	川崎市多摩区長沢4-2-9	グリーンヴァレー松澤207
五十嵐レディースクリニック	川崎市多摩区南生田4-6-6	南生田医療モール1F
須田メディカルクリニック	川崎市多摩区南生田4-20-2	
大森医院	川崎市多摩区南生田7-20-21	
土屋医院	川崎市多摩区南生田1-12-2	
南生田クリニック	川崎市多摩区南生田4-11-8	
南生田レディースクリニック	川崎市多摩区南生田7-20-21	
岸内科胃腸科医院	川崎市多摩区西生田2-2-5	
原田内科クリニック	川崎市多摩区西生田4-16-24	
水上内科医院	川崎市多摩区西生田3-9-26	ミノルビル2F
読売ランド前すわクリニック	川崎市多摩区西生田1-8-1-102	
中村クリニック	川崎市多摩区生田6-6-5	カーサピノ1F
石田整形外科	川崎市多摩区栗谷3-1-6	
渡辺小児科医院	川崎市多摩区栗谷3-1-1-207	

医療機関名	住所	
川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	
百合が丘すみれクリニック	川崎市麻生区細山2-8-7-1F	
あさおクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-10	第一優ビル
さくらクリニック	川崎市麻生区万福寺3-2-1	
にじいろ子どもクリニック	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティモール4F
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2階
光中央診療所	川崎市麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘1-103
新ゆりクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-7	
新ゆり山手通りこどもクリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2階
新百合山手福本内科	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル206
池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティーモール4階405区画
おぼた小児クリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘4-18-12	スカイプラザ1-A・B
リスホームケアクリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1	ヴェルシヤンプル204
嶋崎内科医院	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1	
いしだクリニック	川崎市麻生区百合丘2-7-1	
しもやまこどもクリニック	川崎市麻生区百合丘1-5-4	米山ビル1F
ふるたクリニック	川崎市麻生区百合丘1-19-2	
吉松クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301	
耳鼻咽喉科よしだクリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201	
百合ヶ丘駅前クリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1	
百合ヶ丘水野クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-22	
百合ヶ丘外科産婦人科	川崎市麻生区百合丘1-14-6	
林整形外科	川崎市麻生区百合丘1-5-19	
みねき内科クリニック	川崎市麻生区東百合丘2-29-10	
たま日吉台病院	川崎市麻生区王禅寺1105	
川崎みどりの病院	川崎市麻生区王禅寺1142	
玉川内科クリニック	川崎市麻生区白山4-1-1	
あさお・百合クリニック	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1	
ごみぶちクリニック	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30	1B
王禅寺公園クリニック	川崎市麻生区王禅寺西3-27-7	
新ゆり内科	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8	
米田胃腸科外科	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1	
ミオ医院	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5	
岡崎医院	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1	
藤木内科医院	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3	
堀野メディカルクリニック	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メディカル1F
あさお診療所	川崎市麻生区上麻生2-1-10	
おおたクリニック	川崎市麻生区上麻生6-31-1	ドウェルイナリヤマ1F
かきお駅前さいとうクリニック	川崎市麻生区上麻生6-39-35-1F	
クロキ形成外科クリニック	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
しんゆり脳神経外科クリニック	川崎市麻生区上麻生4-35-5	
たくこどもクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-18-201	
ともクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-8	
にもり内科クリニック	川崎市麻生区上麻生6-29-36	
みぞぶちクリニック	川崎市麻生区上麻生6-9-2	ピアシティ晃和1F
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	川崎市麻生区上麻生5-40-1	
芥川バースクリニック	川崎市麻生区上麻生5-47-1	
柿生すずき内科循環器内科	川崎市麻生区上麻生5-23-6	
柿生記念病院	川崎市麻生区上麻生6-28-20	
柿生内科クリニック	川崎市麻生区上麻生5-38-10	
小林内科医院	川崎市麻生区上麻生1-9-10	

医療機関名	住所	
上麻生内科	川崎市麻生区上麻生2-11-21	
新ゆり武内クリニック	川崎市麻生区上麻生1-3-5	ドレイクビル5F
新百合ヶ丘ステーションクリニック	川崎市麻生区上麻生1-20-1	小田急アコルデ新百合ヶ丘5F
新百合ヶ丘石田クリニック	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル4F
渡辺クリニック	川崎市麻生区上麻生7-22-11	
渡辺内科消化器科医院	川崎市麻生区上麻生4-34-5	
麻生リハビリ総合病院	川崎市麻生区上麻生6-23-50	
麻生総合病院	川崎市麻生区上麻生6-25-1	
キウイファミリークリニック	川崎市麻生区下麻生3-23-28	
川崎田園都市病院	川崎市麻生区片平1782	
すこやかこどもクリニック	川崎市麻生区白鳥3-5-2	ガーデンヒルズ白鳥1階
井上医院	川崎市麻生区白鳥3-6-12	
きむら内科クリニック	川崎市麻生区五力田2-14-6	
新百合ヶ丘総合病院	川崎市麻生区古沢都古255	
新百合ヶ丘龍クリニック	川崎市麻生区古沢7	
池内クリニック	川崎市麻生区栗平2-1-6	小田急マルシェ栗平1F
栗木台かわぐちクリニック	川崎市麻生区栗木台1-2-3	
いはらきレディースクリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジC棟-2F
ニコニコこどもクリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジC棟-1F
はるひ野内科クリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジA棟1F

川崎市告示第140号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、Hib感染症
- 2 実施期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関
- 4 対象者
 - (1) 第1期初回
生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
 - (2) 第1期追加
生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
(第1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔をおく)
 - (3) 第2期
11歳以上13歳未満の者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明かな者
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第141号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
麻しん、風しん
- 2 実施期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関
- 4 対象者
 - (1) 第1期
生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
 - (2) 第2期
5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
 - (3) 第5期
昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間

に生まれた男性

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第142号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
ロタウイルス感染症
- 2 実施期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関
- 4 対象者
 - (1) 1価
出生6週に至った日の翌日から24週に至る日の翌日までの間にある者
 - (2) 5価
出生6週に至った日の翌日から32週に至る日の翌日までの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有するもの(その治療が完了したものを除く。)及び重複複合免疫不全症の所見が認められる者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第143号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
日本脳炎
- 2 実施期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関
- 4 対象者
 - (1) 第1期初回
生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
 - (2) 第1期追加
生後6月から生後90月に至るまでの間にある者(第1期初回終了後6月以上の間隔をおく)
 - (3) 第2期
9歳以上13歳未満の者
 - (4) 特例対象者
平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていない20歳未満の者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第144号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
結核(BCG)
- 2 実施期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関
- 4 対象者
生後1歳に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法

(昭和23年法律第68号) 第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第145号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号) 第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)
- 2 実施期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関
- 4 対象者
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号) 第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第146号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号) 第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
ヒトパピローマウイルス感染症
- 2 実施期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関

4 対象者

- (1) 定期対象者
12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
- (2) キャッチアップ対象者
平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号) 第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第147号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号) 第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
水痘
- 2 実施期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関
- 4 対象者
生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号) 第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
 - (2) 明らかな発熱を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第148号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 予防接種の種類
肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)
- 実施期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 実施機関
市内の予防接種個別協力医療機関
- 実施対象者
 - 65歳の者
 - 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するもの
- 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
 - 明らかな発熱を呈している者
 - 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - 当該疾病に係る予防接種法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者
 - 上記(1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第149号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 予防接種の種類
B型肝炎
- 実施期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関
- 対象者
生後1歳に至るまでの間にある者
- 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種

を行わない。

- 明らかな発熱を呈している者
- 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第150号

川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等(昭和40年川崎市告示第35号)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から適用する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

別表23駐車施設の表中

「

名称	位置	面積
千鳥町第1駐車場	川崎区千鳥町24番地	平方メートル 1,722
川崎コンテナ 駐車場	川崎区東扇島84番地、92番地及び93番地	13,745
東扇島東駐車場	川崎区東扇島60番地	16,861

」

を

「

名称	位置	面積
千鳥町第1駐車場	川崎区千鳥町24番地	平方メートル 1,722
川崎コンテナ 駐車場	川崎区東扇島84番地、92番地及び93番地	13,837
東扇島東駐車場	川崎区東扇島60番地	16,861

」

に改める。

川崎市告示第151号

食品表示法第8条第4項に規定する身分を示す証明書(平成28年3月28日告示第182号)は令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第152号

温暖化物質の排出抑制に関する指針（平成22年川崎市告示第147号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

9 その他の「事業活動地球温暖化対策指針」を「事業活動脱炭素化取組指針」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市告示第153号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき次の行旅死亡人を火葬しましたので、法第9条の規定に基づき告示します。遺骨は市立無縁納骨堂に保管していますので、心当たりの方は本市健康福祉局生活保護・自立支援室までお申し出ください。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

行旅死亡人

1 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢51歳以上身長152cm、体格極瘦、女性、黒色長袖シャツ、灰色長袖シャツ、黒色Tシャツ、灰色パンツ、灰色ストッキング、黒色ズボン、黒色靴

上記の者は、令和5年3月19日午前11時13分、高津区北見方2丁目多摩川河川敷で頭部を南方に向けた仰向けの姿勢で発見され、死後経過のため不搬送となった。

2 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢51歳以上、身長157cm、体格普通、男性、左右示指の先端一部欠損、紺色ジャンパー、灰色スウェット上下、青色長袖ポロシャツ、紺色トランクスパンツ、灰色靴下、茶色キャップ帽子、ズボン右ポケット内に現金11,000円

上記の者は、令和5年4月14日午前10時20分、宮前区けやき平1番25号向ヶ丘緑地内の草むらに仰向けの姿勢で頭部から血を流し、倒れているところを発見され、救急搬送されるも同日午前11時1分に死亡確認された。

3 本籍・住所・氏名不詳（自称種子田和男または高橋和男）、推定年齢70歳くらい、痩せ型、男性、右下腹部、右肩峰部に陳旧性の瘢痕、紺色長袖パーカー、紺色半袖Tシャツ、紺色ジャージズボン、紙おむつ、陰茎にカテーテルを装着

上記の者は、令和5年6月13日午後7時15分頃、麻生区黒川1882番地4号の社員寮の部屋でブランケットの上に仰向けて呼吸が無い状態で発見された。

川崎市告示第154号

情報通信技術を活用した方法により行う行政手続等の一部改正について

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年川崎市規則第85号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う手続等（令和5年川崎市告示第187号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

表中

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則（平成19年川崎市規則第1号）	第3条第4項	指定管理者の指定の手続き
	第4条第2項	指定管理者の指定の手続き
	第4条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き
	第4条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き
	第4条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き
	第4条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き
	第10条	卸売業務の許可申請
	第12条	卸売業務の許可外部類物品取扱承認申請
	第15条第1項	卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可申請
	第15条第2項	卸売業者の合併の認可申請
		卸売業者の分割の認可申請
	第16条	卸売業者名称変更等の届出
	第17条	せり人名簿の届出
	第19条	卸売の代行の承認申請
	第21条	仲卸業務の許可申請
	第23条	仲卸業務の許可外部類物品取扱承認申請
	第27条第1項	仲卸業者（関連事業者）の事業の譲渡し及び譲受けの認可申請
	第27条第2項	仲卸業者（関連事業者）の合併認可申請書
		仲卸業者（関連事業者）の分割の認可申請
	第28条第1項	仲卸業者（関連事業者）相続の認可申請
	第30条第1項	仲卸業者（関連事業者）名称変更等の届出
	第30条第2項	仲卸業者（関連事業者）死亡（解散）の届出

第31条	仲卸業者(関連事業者)の営業実績の報告
第33条	売買参加者の届出
第35条	売買参加者の届出記載事項変更等の届出
第38条	関連事業者の業務許可の申請
第41条第1項	仲卸業者(関連事業者)の事業の譲渡し及び譲受けの認可申請
第41条第2項	仲卸業者(関連事業者)の合併認可申請書
	仲卸業者(関連事業者)の分割の認可申請
第42条第1項	仲卸業者(関連事業者)相続の認可申請
第44条第1項	仲卸業者(関連事業者)名称変更等の届出
第54条	卸売業者の受託契約約款の届出
第61条第4項	市況等の報告
第61条第5項	仲卸業者販売金額等月例報告
第61条第6項	関連事業者販売金額等月例報告
第63条	卸売業者以外の者からの買入物品等販売届出
第70条第2項	販売後の受託物品の事故等確認請求と確認証明書の交付

を

「

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則(平成19年川崎市規則第1号)	第3条第4項	指定管理者の指定の手続き
	第4条第2項	指定管理者の指定の手続き
	第4条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き
	第4条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き
	第4条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き
	第4条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き
	第10条	卸売業務の許可申請
	第12条	卸売業務の許可外部類物品取扱承認申請
	第15条第1項	卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可申請
	第15条第2項	卸売業者の合併の認可申請
		卸売業者の分割の認可申請
	第16条	卸売業者名称変更等の届出

第17条	せり人名簿の届出
第19条	卸売の代行の承認申請
第21条	仲卸業務の許可申請
第23条	仲卸業務の許可外部 類物品取扱承認申請
第27条第1項	仲卸業者（関連事業 者）の事業の譲渡し及 び譲受けの認可申請
第27条第2項	仲卸業者（関連事業 者）の合併認可申請書
	仲卸業者（関連事業 者）の分割の認可申請
第28条第1項	仲卸業者（関連事業 者）相続の認可申請
第30条第1項	仲卸業者（関連事業 者）名称変更等の届出
第30条第2項	仲卸業者（関連事業 者）死亡（解散）の届 出
第31条	仲卸業者（関連事業 者）の営業実績の報告
第33条	売買参加者の届出
第35条	売買参加者の届出記載 事項変更等の届出
第38条	関連事業者の業務許 可の申請
第41条第1項	仲卸業者（関連事業 者）の事業の譲渡し及 び譲受けの認可申請
第41条第2項	仲卸業者（関連事業 者）の合併認可申請書
	仲卸業者（関連事業 者）の分割の認可申請
第42条第1項	仲卸業者（関連事業 者）相続の認可申請
第44条第1項	仲卸業者（関連事業 者）名称変更等の届出
第54条	卸売業者の受託契約 約款の届出
第61条第4項	市況等の報告
第61条第5項	仲卸業者販売金額等 月例報告
第61条第6項	関連事業者販売金額 等月例報告
第63条	卸売業者以外の者から の買入物品等販売届出
第70条第2項	販売後の受託物品の事 故等確認請求と確認 証明書の交付
愛 知 道 列 奇 第10条第1項	事業活動脱炭素化取 組計画書
第10条第2項	事業活動脱炭素化取 組計画書変更等届出 書

	第10条第3項	中小規模事業者用脱炭素化取組計画書
	第10条第4項において準用する同条第2項	中小規模事業者用脱炭素化取組計画書変更等届出書
	第11条第1項	事業活動脱炭素化取組結果報告書
		中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書
	第13条第2項	取組結果報告書評価依頼申出書
	第19条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)	開発事業地球温暖化対策等計画書
	第19条第4項	開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書
	第20条	開発事業完了届出書
		開発事業中止届出書
川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を改正する条例(令和5年川崎市条例第9号)	附則第2項	事業活動地球温暖化対策計画書
		事業活動地球温暖化対策計画書変更等届出書
		事業活動地球温暖化対策結果報告書

に、

「

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)	第17条第2項	指定事業所設置許可申請
	第21条	指定事業所事業開始届出
	第22条第1項	指定事業所に係る変更許可申請
	第22条第2項	指定事業所に係る変更完了届出
	第22条第3項	指定事業所に係る変更計画中止届
	第23条第1項	指定事業所に係る変更計画届出
	第24条第1項	指定事業所に係る変更届出
	第25条第1項	指定事業所に係る地位承継届出
	第26条	指定事業所廃止等届出
	第29条第2項	指定事業所現況届出
	第30条	指定事業所に係る環境配慮の届出
	第32条第2項	環境行動事業所認定申請
	第35条	環境行動事業所に係る変更届出

第51条第3項	事故時応急措置等完了報告
第58条第1項	不飽和ポリエステル樹脂塗布作業開始の届出
第58条第3項	不飽和ポリエステル樹脂塗布作業に係る変更・中止の届出
第64条の2第1項	大型小売店における夜間小売業開始届出
第64条の2第2項	大型小売店における夜間小売業に係る変更計画届出
第64条の2第3項	大型小売店における夜間小売業に係る変更届出
第64条の2第4項	大型小売店における夜間小売業に係る廃止等届出
第64条の4第3項	大型小売店における夜間小売業に係る地位承継届出
第66条第2項	開発行為等に関する工事調書
第67条の5	石綿排出等作業実施届出
第67条の6第1項	石綿濃度測定計画届出
第67条の6第2項	石綿濃度測定結果報告
第67条の7	作業完了報告
第73条第2項	環境負荷低減行動計画の届出
第73条第3項	環境負荷低減行動計画の届出
第81条第1項	資料等調査結果報告書
第81条第2項	土壌調査等(詳細調査)結果報告書
	土壌調査等(搬出・土壌調査)結果報告書
第82条第2項	汚染土壌等処理対策実施計画書
第82条第3項	汚染土壌等管理実施計画書
第82条第4項	汚染土壌等処理対策実施報告書
第82条の3第2項	汚染土壌等管理実施計画書
第88条の2第2項	地下水揚水許可申請
第89条	地下水揚水届出
第88条の5	許可揚水者の揚水開始届出
第88条の6第1項	地下水揚水変更許可申請
第89条の2	届出揚水者の変更届出
第88条の6第2項	許可揚水者の変更完了届出

第88条の6第3項	許可揚水者の変更中止届出
第88条の7第1項	許可揚水者の変更届出
第88条の7第2項	許可揚水者から届出揚水者への変更届出
第88条の8第3項	地下水揚水に係る地位承継届出
第88条の9	地下水取りやめ届出
第90条	揚水した地下水の量等測定報告
第127条の4	特定建築物環境計画書の届出
第127条の5	特定建築物環境計画書の変更届出
第127条の6	取りやめの届出
第127条の7	工事完了の届出
第127条の8	特定外建築物環境計画書の届出
第127条の11	環境性能表示の表示の届出
第127条の14	環境性能表示の表示の届出

を

「

第17条第2項	指定事業所設置許可申請
第21条	指定事業所事業開始届出
第22条第1項	指定事業所に係る変更許可申請
第22条第2項	指定事業所に係る変更完了届出
第22条第3項	指定事業所に係る変更計画中止届
第23条第1項	指定事業所に係る変更計画届出
第24条第1項	指定事業所に係る変更届出
第25条第1項	指定事業所に係る地位承継届出
第26条	指定事業所廃止等届出
第29条第2項	指定事業所現況届出
第30条	指定事業所に係る環境配慮の届出
第32条第2項	環境行動事業所認定申請
第35条	環境行動事業所に係る変更届出
第51条第3項	事故時応急措置等完了報告
第58条第1項	不飽和ポリエステル樹脂塗布作業開始の届出

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)

第58条第3項	不飽和ポリエステル樹脂塗布作業に係る変更・中止の届出
第64条の2第1項	大型小売店における夜間小売業開始届出
第64条の2第2項	大型小売店における夜間小売業に係る変更計画届出
第64条の2第3項	大型小売店における夜間小売業に係る変更届出
第64条の2第4項	大型小売店における夜間小売業に係る廃止等届出
第64条の4第3項	大型小売店における夜間小売業に係る地位承継届出
第66条第2項	開発行為等に関する工事調書
第67条の5	石綿排出等作業実施届出
第67条の6第1項	石綿濃度測定計画届出
第67条の6第2項	石綿濃度測定結果報告
第67条の7	作業完了報告
第73条第2項	環境負荷低減行動計画の届出
第73条第3項	環境負荷低減行動計画の届出
第81条第1項	資料等調査結果報告書
第81条第2項	土壌調査等(詳細調査)結果報告書 土壌調査等(搬出・土壌調査)結果報告書
第82条第2項	汚染土壌等処理対策実施計画書
第82条第3項	汚染土壌等管理実施計画書
第82条第4項	汚染土壌等処理対策実施報告書
第82条の3第2項	汚染土壌等管理実施計画書
第84条第1項	汚染原因者の調査結果報告
第84条第2項	汚染原因者の処理対策実施報告
第84条第3項	汚染原因者の効果確認報告
第86条第1項	土地所有者等の調査結果報告
第86条第2項	土地所有者等の処理対策実施報告
第86条第3項	土地所有者等の効果確認報告
第88条の2第2項	地下水揚水許可申請
第89条	地下水揚水届出

第88条の5	許可揚水者の揚水開始届出
第88条の6第1項	地下水揚水変更許可申請
第89条の2	届出揚水者の変更届出
第88条の6第2項	許可揚水者の変更完了届出
第88条の6第3項	許可揚水者の変更中止届出
第88条の7第1項	許可揚水者の変更届出
第88条の7第2項	許可揚水者から届出揚水者への変更届出
第88条の8第3項	地下水揚水に係る地位承継届出
第88条の9	地下水取りやめ届出
第90条	揚水した地下水の量等測定報告
第127条の4	特定建築物環境計画書の届出
第127条の5	特定建築物環境計画書の変更届出
第127条の6	取りやめの届出
第127条の7	工事完了の届出
第127条の8	特定外建築物環境計画書の届出
第127条の11	環境性能表示の表示の届出
第127条の14	環境性能表示の表示の届出

に、

「

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)	第8条	指定事業所設置許可申請
	第15条	指定事業所事業開始届出
	第16条第2項	指定事業所に係る変更許可申請
	第17条	指定事業所に係る変更完了届出
	第18条	指定事業所に係る変更計画中止届
	第19条	指定事業所に係る変更計画届出
	第19条第2項	指定事業所に係る変更届出
	第22条	指定事業所に係る地位承継届出
	第23条	指定事業所廃止等届出
	第24条第3項	指定事業所現況届出
	第25条第3項	指定事業所に係る環境配慮の届出
	第30条	環境行動事業所認定申請

第35条	環境行動事業所に係る変更届出
第52条	事故時応急措置等完了報告
第55条第2項	不飽和ポリエステル樹脂塗布作業開始の届出
第55条第3項	不飽和ポリエステル樹脂塗布作業に係る変更・中止の届出
第60条第1項	大型小売店における夜間小売業開始届出
第60条第2項	大型小売店における夜間小売業開始届出
第60条第3項	大型小売店における夜間小売業に係る変更計画届出
第60条第4項	大型小売店における夜間小売業に係る変更届出
第60条第5項	大型小売店における夜間小売業に係る廃止等届出
第60条の2	大型小売店における夜間小売業に係る地位承継届出
第62条第1項	開発行為等に関する工事調書
第62条第2項	開発行為等に関する工事調書
第62条の12	石綿排出等作業実施届出
第62条の14	石綿濃度測定計画届出
第62条の16	石綿濃度測定結果報告
第62条の17	作業完了報告
第65条第2項	環境負荷低減行動計画の届出
第69条第3項	資料等調査結果報告書
第70条第2項第1号	土壌調査等(詳細調査)結果報告書
第70条第2項第2号	土壌調査等(搬出土壌調査)結果報告書
第72条第4項	汚染土壌等処理対策実施計画書
第72条第5項	汚染土壌等管理実施計画書
第72条第6項	汚染土壌等処理対策実施報告書
第75条第2項	地下水揚水許可申請
第75条の4	許可揚水者の揚水開始届出
第76条	地下水揚水変更許可申請
第76条の2	許可揚水者の変更完了届出

第76条の3	許可揚水者の変更中止届出
第76条の4	許可揚水者の変更届出
第76条の5	許可揚水者から届出揚水者への変更届出
第76条の6	地下水揚水に係る地位承継届出
第76条の7	地下水取りやめ届出
第77条第2項	地下水揚水届出
第77条の2	届出揚水者の変更届出
第78条第3項	揚水した地下水の量等測定報告
第94条	申請書等

を

「

第8条	指定事業所設置許可申請
第15条	指定事業所事業開始届出
第16条第2項	指定事業所に係る変更許可申請
第17条	指定事業所に係る変更完了届出
第18条	指定事業所に係る変更計画中止届
第19条	指定事業所に係る変更計画届出
第19条第2項	指定事業所に係る変更届出
第22条	指定事業所に係る地位承継届出
第23条	指定事業所廃止等届出
第24条第3項	指定事業所現況届出
第25条第3項	指定事業所に係る環境配慮の届出
第30条	環境行動事業所認定申請
第31条第1項、第2項	環境行動事業所認定申請
第35条	環境行動事業所に係る変更届出
第52条	事故時応急措置等完了報告
第55条第2項	不飽和ポリエステル樹脂塗布作業開始の届出
第55条第3項	不飽和ポリエステル樹脂塗布作業に係る変更・中止の届出
第60条第1項	大型小売店における夜間小売業開始届出
第60条第2項	大型小売店における夜間小売業開始届出

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)

第60条第3項	大型小売店における夜間小売業に係る変更計画届出
第60条第4項	大型小売店における夜間小売業に係る変更届出
第60条第5項	大型小売店における夜間小売業に係る廃止等届出
第60条の2	大型小売店における夜間小売業に係る地位承継届出
第62条第1項	開発行為等に関する工事調書
第62条第2項	開発行為等に関する工事調書
第62条の12	石綿排出等作業実施届出
第62条の14	石綿濃度測定計画届出
第62条の16	石綿濃度測定結果報告
第62条の17	作業完了報告
第65条第2項	環境負荷低減行動計画の届出
第69条第3項	資料等調査結果報告書
第70条第2項第1号	土壌調査等(詳細調査)結果報告書
第70条第2項第2号	土壌調査等(搬出土壌調査)結果報告書
第72条第4項	汚染土壌等処理対策実施計画書
第72条第5項	汚染土壌等管理実施計画書
第72条第6項	汚染土壌等処理対策実施報告書
第75条第2項	地下水揚水許可申請
第75条の4	許可揚水者の揚水開始届出
第76条	地下水揚水変更許可申請
第76条の2	許可揚水者の変更完了届出
第76条の3	許可揚水者の変更中止届出
第76条の4	許可揚水者の変更届出
第76条の5	許可揚水者から届出揚水者への変更届出
第76条の6	地下水揚水に係る地位承継届出
第76条の7	地下水取りやめ届出
第77条第2項	地下水揚水届出
第77条の2	届出揚水者の変更届出
第78条第3項	揚水した地下水の量等測定報告

	第94条	申請書等
--	------	------

に、

川崎市余熱利用 市民施設条例 施行規則（平成 2年川崎市規則 第33号）	第2条第1項第4号	指定管理者の指定の 手続き
	第3条第2項	指定管理者の指定の 手続き
	第3条第2項第2号	指定管理者の指定の 手続き
	第3条第2項第6号	指定管理者の指定の 手続き
	第3条第2項第7号	指定管理者の指定の 手続き
	第3条第2項第8号	指定管理者の指定の 手続き

を

川崎市余熱利用 市民施設条例 施行規則（平成 2年川崎市規則 第33号）	第2条第1項第4号	指定管理者の指定の 手続き
	第3条第2項	指定管理者の指定の 手続き
	第3条第2項第2号	指定管理者の指定の 手続き
	第3条第2項第6号	指定管理者の指定の 手続き
	第3条第2項第7号	指定管理者の指定の 手続き
	第3条第2項第8号	指定管理者の指定の 手続き
川崎市し尿浄化 槽設置資金の助 成及び貸付けに 関する条例施行 規則（昭和45年 川崎市規則第41 号）	第4条	浄化槽設置資金の助 成
	第5条第1項	浄化槽設置資金の貸 付
	第7条第1項	浄化槽設置資金の貸 付
川崎市浄化槽 保守点検業者の 登録に関する条 例施行規則（昭 和60年川崎市規 則第106号）	第2条第1項及び第 2項	浄化槽保守点検業者 の登録
	第6条第1項	浄化槽保守点検業者 の登録事項の変更
	第7条	浄化槽保守点検業 廃業等の届出

に、

川崎市介護保 険条例施行規 則（平成12年川 崎市規則第57 号）	第13条第1項	利用者負担額減額・ 免除申請書
	第15条	傷病届
	第21条第2項	介護保険料過誤納金 還付請求書

を

川崎市介護保 険条例施行規 則（平成12年川 崎市規則第57 号）	第13条第1項	利用者負担額減額・ 免除申請書
	第15条	傷病届
	第21条第2項	介護保険料過誤納金 還付請求書
川崎市重度障害 者医療費助成 条例施行規則 （昭和48年川崎 市規則第32号）	第8条第4項	高齢重度障害者医療 資格適用申請（受給者 区分変更）
	第8条第4項	資格変更申請（保険変 更）
	第5条第1項	医療費助成申請（窓口 償還）

に、

川崎市小児医療 費助成条例施 行規則（平成7 年川崎市規則 第69号）	第7条	小児（乳幼児等）医療 証交付申請
	第9条	川崎市小児医療費助 成条例施行規則第九 条の医療証再交付の届 出
	第12条第4項	小児医療（乳幼児等以 外）費助成申請
	第14条	小児（乳幼児等）医療 費助成変更（消滅）届

を

川崎市小児医療 費助成条例施 行規則（平成7 年川崎市規則 第69号）	第5条	小児医療証交付申請
	第7条	小児医療証再交付申 請
	第10条第2項	小児医療費助成申請
	第12条	小児医療費助成変更 （消滅）届

に、

川崎市小児ぜん 息患者医療費支 給条例施行規 則（昭和47年川 崎市規則第51 号）	第3条	小児ぜん息医療費受 給証交付申請
	第6条第3項	小児ぜん息医療費支 給申請

を

「

川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例を廃止する条例(令和5年川崎市条例第38号)	附則第4項	小児ぜん息医療費支給申請
	附則第5項	小児ぜん息医療費支給期間延長申請
		小児ぜん息医療費受給証変更届
		小児ぜん息医療費対象者資格喪失届
		小児ぜん息医療費受給証再交付申請

に、

「

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例(平成15年川崎市条例第29号)	第10条第1項	事前届出書の提出等
	第11条第2項	構想の概要の掲示
	第12条	事業概要書の提出
	第13条第2項	標識の設置等
	第17条第1項	説明報告書の提出等
	第18条第1項	意見書の提出等
	第19条第1項	公共施設管理者等との協議
	第21条	承認申請の手続き
	第24条第1項	対象事業の変更
	第24条第2項	対象事業の変更
	第24条第3項	対象事業の変更
	第25条第1項	対象事業者の変更
	第26条	廃止の届出
	第29条	工事の完了の届出

を

「

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例(平成15年川崎市条例第29号)	第10条第1項	事前届出書の提出等
	第11条第2項	構想の概要の掲示
	第12条	事業概要書の提出
	第13条第2項	標識の設置等
	第17条第1項	説明報告書の提出等
	第18条第1項、第3項	意見書の提出等
	第19条第1項	公共施設管理者等との協議
	第21条	承認申請の手続き
	第24条第1項	対象事業の変更
	第24条第2項	対象事業の変更
	第24条第3項	対象事業の変更
	第25条第1項	対象事業者の変更
	第26条	廃止の届出
	第29条	工事の完了の届出

に、

「

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例施行規則(平成15年川崎市規則第120号)	第9条第1項	事前届出書の提出等
	第11条	掲示板の設置の届出
	第13条	事業概要書の添付図書
	第15条	標識の設置等
	第17条第2項	説明報告書の提出等
	第19条	公共施設管理者等との協議等
	第22条	承認申請

を

「

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例施行規則(平成15年川崎市規則第120号)	第9条第1項	事前届出書の提出等
	第11条	掲示板の設置の届出
	第12条	事業概要書
	第13条	事業概要書の添付図書
	第15条	標識の設置等
	第17条第2項	説明報告書の提出等
	第18条	意見書
	第19条	公共施設管理者等との協議等
	第22条	承認申請
	第24条	変更承認申請
	第26条	変更届出書
	第28条	対象事業者変更届出書
	第29条	廃止届出書
	第30条	工事完了届出書

に、

「

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例(平成7年川崎市条例第48号)	第9条第3項	標識の設置
	第11条第1項	近隣住民説明報告書

を

「

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例(平成7年川崎市条例第48号)	第9条第3項	標識の設置
	第11条第1項	近隣住民説明報告書
	第12条第1項、第2項	紛争調整(あっせん)申出書
	第12条第6項	あっせん出席等勧告回答書
	第14条第1項、第2項	調停申出書

	第14条第2項	調停等受諾勧告回答書
	第16条第3項	調停案受諾勧告に対する回答書

に、

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例施行規則(平成8年川崎市規則第10号)	第3条	テレビ電波受信障害対策の報告
	第6条第1項	標識設置の届出
	第8条第1項	近隣関係住民説明等報告書
	第9条第1項	建築計画変更届
	第24条第3項	代表者選定届

を

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例施行規則(平成8年川崎市規則第10号)	第3条	テレビ電波受信障害対策の報告
	第6条第1項	標識設置の届出
	第8条第1項	近隣関係住民説明等報告書
	第9条第1項	建築計画変更届
	第10条	建築計画中止届
	第11条	紛争調整(あっせん)申出書
	第14条第2項	あっせん出席等勧告回答書
	第17条	調停申出書
	第19条第4項	調停受諾勧告回答書
	第22条第2項	調停案受諾勧告に対する回答書
	第24条第3項	代表者選定届

に、

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例施行規則(平成16年川崎市規則第78号)	第3条	斜面地条例に基づく確認申請
	第9条	斜面地条例に基づく計画変更確認申請
	第12条	斜面地条例に基づく計画変更確認申請
	第13条	斜面地条例に基づく完了検査申請

を

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例施行規則(平成16年川崎市規則第78号)	第2条	斜面地条例に基づく階数制限の許可申請
	第3条	斜面地条例に基づく確認申請

第9条	斜面地条例に基づく計画変更確認申請
第12条	斜面地条例に基づく計画変更確認申請
第13条	斜面地条例に基づく完了検査申請

川崎市建築基準法施行細則(平成5年川崎市規則第65号)

第20条第3項

接道に係る許可申請(基準条例第6条第3項)
地盤面に係る許可申請(基準条例第6条の2第5項)
接道に係る許可申請(基準条例第8条)
教室等の設置に係る許可申請(基準条例第18条)
校舎と隣地境界線との距離に係る許可申請(基準条例第20条)
百貨店等の接道に係る許可申請(基準条例第34条第3項)
興行場等の接道に係る許可申請(基準条例第40条第3項)
自動車車庫等の接道、出入口に係る許可申請(基準条例第53条第1号)
自動車車庫等の出入口前面空地に係る許可申請(基準条例第54条第3項)
用途制限に係る許可申請(地区計画条例第4条第1項)
容積率の最高限度に係る許可申請(地区計画条例第5条第5項)
容積率の最低限度に係る許可申請(地区計画条例第6条第1項第2号)
建蔽率の最高限度に係る許可申請(地区計画条例第7条第2号)
建築面積の最低限度に係る許可申請(地区計画条例第8条第2号)
敷地面積の最低限度に係る許可申請(地区計画条例第9条第1項第2号)
壁面の位置の制限に係る許可申請(地区計画条例第10条第2号)

容積率特例に係る許可申請(地区計画条例第14条)

高さ制限の特例に係る許可申請(地区計画条例第15条)

公益上必要な建築物の特例に係る許可申請(地区計画条例第17条)

特別工業地区内の建築制限に係る許可申請(特別工業地区条例第5条第1項ただし書)

特別工業地区内の建築制限に係る許可申請(特別工業地区条例第5条第2項ただし書)

に、改める。

川崎市告示第155号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の6第1項の規定により指定緊急避難場所の指定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき別添のとおり告示します。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

指定緊急避難場所の指定取消

指定取消の効力が生ずる日 令和6年4月1日

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	津波	高潮	地震	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
1	南部防災センター	川崎区小田7-3-1	②	－	－	－	○	－	○	○

川崎市告示第156号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第2項の規定により準用する第49条の6第1項の規定により指定避難所の指定を取り消しましたので、第49条の7第2項の規定により準用する第49条の6第2項の規定に基づき別添のとおり告示します。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

指定避難所の指定取消

指定取消の効力が生ずる日 令和6年4月1日

NO	施設名	住所
1	南部防災センター	川崎区小田7-3-1

川崎市告示第157号

令和6(2024)年度川崎市一般廃棄物処理実施計画

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(平成4年川崎市条例第51号)第6条第1項の規定に基づき、令和6(2024)年度川崎市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示します。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

令和6(2024)年度川崎市一般廃棄物処理実施計画

1 区域

川崎市全域

2 処理計画量

(1) ごみ

	収集対象人口(人)	処理計画量(トン)
計画収集	1,551,068	285,744
施設搬入		99,320
合 計		385,064

(2) し尿・浄化槽汚泥等

	収集対象人口(人)	処理計画量(キロリットル)
し尿収集	2,243	7,136
浄化槽清掃	5,099	18,719
汚泥処理	15,012	
事業所汚水	1,226	
処理計画総量	42,093	

3 一般廃棄物の排出抑制及び再生利用等の方策

(1) 再使用、再生利用可能な廃棄物の収集等

ア 再生利用可能な廃棄物を分別収集する。

・収集日 週1回または2回の定曜日収集とし、月曜日から土曜日のうち地域ごとに収集曜日を定めて実施する。

・収集対象物 空き缶・空きびん・ペットボトル・使用済み乾電池・ミックスペーパー・プラスチック製容器包装(川崎区についてはプラスチック資源)・蛍光管

イ 地域ごとに月2回の粗大ごみ収集日に、30cm未満の金属製品を「小物金属」として分別収集する。

ウ 古紙の収集については、資源集団回収の補完的な事業として実施する。

エ 粗大ごみや不要品のリユースについて、民間事業者と連携したリユーススポットの運営やリユースに関する民間事業者のサイトを市ホームページで広報し、リユースの推進を行う。

(2) 食品廃棄物の減量化・資源化の取組

- ア 食品ロス削減推進法に対応した施策の推進
- イ 家庭から発生する食品ロス、生ごみ減量のための普及啓発の実施（3きり運動の推進、エコ・クッキング講習会の開催など）
- ウ 各家庭で使いきれない未利用食品を集める「フードドライブ」の実施
- エ 生ごみリサイクルリーダーの派遣や生ごみ減量化・資源化講習会の開催
- オ 家庭用生ごみ処理機等購入費の助成
- カ 家庭から発生する生ごみを堆肥化し、有効活用する市民団体の活動に対する助成
- キ 小・中・特別支援学校から排出される生ごみの一部を民間事業者への委託等により飼料化及び堆肥化
- ク 食品ロス削減協力店をはじめ、民間事業者と連携した食品ロス対策の実施
- ケ 食品廃棄物を多く排出する事業者等の排出実態把握とリサイクル推進に向けた普及啓発の実施

(3) 資源回収の実施

- ア 粗大ごみ処理施設における資源の回収
処理の過程において粗大ごみの中から金属及び羽毛布団の回収を行うとともに、小物金属の中から金属類及び使用済み小型電子機器等の再資源化促進に関する法律への対応として小型家電の回収を実施する。
- イ 資源化処理施設における資源の回収
資源化処理施設において空き缶、空きびん、ペットボトル、ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装（川崎区についてはプラスチック資源）の資源化を図る。

(4) 資源集団回収実施への支援

- ア 根 拠 川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱等
- イ 支援方法 ・実施団体に対し、奨励金を交付する。
・回収業者に対し、報償金を交付する。
・川崎市資源集団回収事業連絡協議会に対し助成金を交付する。
- ウ 対象品目 ・紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック及びミックスペーパー）・布類（衣類、古布等）・びん類（リターナブルびん）

エ 布類については、資源集団回収の補完的な事業として、拠点回収を行う。

(5) 資源化計画量

再生利用可能な廃棄物の収集量	49,175 トン
市の処理施設からの資源回収量	1,171 トン
資源集団回収量	34,253 トン
資源化量合計	84,599 トン

(6) 拠点回収及び店頭回収の実施

小型家電、牛乳パック、蛍光灯、古着類、インクカートリッジ等については、生活環境事業所・区役所等に回収場所を設け、資源化等を行う。

(7) 川崎市廃棄物減量指導員の委嘱

- 定数 1,979人
- 組織 川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会及び各区廃棄物減量指導員連絡協議会

(8) 廃棄物に係る環境学習

3R推進講演会の開催、社会科副読本（「くらしとごみ」）デジタル版の配布、出前ごみスクール、ふれあい出張講座の実施

(9) 市民に対する普及啓発活動等

- ア 市政だより、ホームページ、ごみ分別アプリ、リーフレット及びポスター等各種広報媒体による啓発
- イ 3Rの推進に関する行事開催
- ウ 廃棄物の排出抑制及び分別排出への協力要請
- エ エコマーク製品、グリーンマーク製品等、再生品等の積極的使用の協力要請
- オ 減量、再生利用等の実績が顕著な市民等の表彰
- カ ごみの減量、資源化、美化推進に係る恒常的な普及啓発活動
- キ 市民まつり・区民祭への出展

(10) 事業者に対する指導等

- ア 事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者等に対する減量化、資源化等の指導
- イ 排出事業者向けごみ減量化、資源化冊子等の作成
- ウ 事業系ごみの減量化及び資源化の推進
- エ 事業系ごみの適正排出の指導
- オ 適正包装及びレジ袋削減の推進
- カ リユース・リサイクルショップ制度及びエコショップ制度の普及
- キ 一般廃棄物処理業者の立入検査及び実績報告書の徴収事務等
- ク 一般廃棄物処理業の許可事務等（更新対象業者数：76業者）

4 一般廃棄物処理実施計画

(1) ごみ処理計画

- ア ごみ収集計画等

(ア) ごみ収集計画

区分	収集 計画量 (トン)	収集方法及び 収集運搬主体	搬 入 先	処理処分方法及び 処理処分主体	市民及び事業者等の 協力義務等
家庭系廃棄物	普通ごみ	224,962	ステーション方式 (所定の集積所) による 週 2 回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(市及び委託)	処理センター及び加瀬 クリーンセンター	焼却後埋立(市)
	普通ごみ (り災ごみ)	—	り災者自らが指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	焼却後埋立(市)
	粗大ごみ	11,607	収集申込みによる地域ごとの月 2 回の戸別収集もしくはステーション方式(所定の集積所)による収集を実施する。(委託)	浮島処理センター粗大ごみ処理施設及び王禅寺処理センター資源化処理施設	金属類等は資源化(委託) 可燃物は焼却(市)
	粗大ごみ (り災ごみ)	45	り災者自らが指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	金属類等は資源化(委託) 可燃物は焼却(市)
	空き缶	7,046	ステーション方式(所定の集積所)による週 1 回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)
	空きびん	9,784	ステーション方式(所定の集積所に設置された空きびん入れ)による週 1 回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)
	ペットボトル	5,548	ステーション方式(所定の集積所)による週 1 回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)
	小物金属	2,640	ステーション方式(所定の集積所)による月 2 回の隔週定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター粗大ごみ処理施設及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)
	使用済み乾電池	296	ステーション方式(所定の集積所)による週 1 回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源物抽出型無害化処理(委託)
	古紙	87	資源集団回収の補完的な事業として実施する。(市)	生活環境事業所、処理センター及び加瀬クリーンセンターのストックヤード	資源化(委託)

	ミックス ペーパー	9,382	ステーション方式 (所定の集積所) による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化処理施設及び橘 処理センター資源化 処理施設	資源化(委託)	ミックスペーパー対象物※1は紙袋に入れる、包装紙で包む、または、紐で縛るなど中身が出ないようにして排出すること。
	プラスチック製 容器包装 (川崎市については プラスチック資源)	14,373	ステーション方式 (所定の集積所) による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化処理施設及び 梶ヶ谷貨物ターミナル 駅資源物積替施設	資源化(委託)	軽く洗うか、汚れをふき取り透明又は半透明の中身の確認できる袋に入れて排出すること。
	蛍光管	19	ステーション方式 (所定の集積所) による週2回の定曜日(普通ごみと同じ) 収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(市)	処理センター及び加 瀬クリーンセンター	資源化(委託)	購入時に入れられていた箱等に入れるか、厚紙等に包んで排出すること。
	犬猫等の 死体	3,696個	市民からの申込み等により、戸別収集もしくはステーション方式(所定の集積所) による収集を実施する。(市)	処理センター及び加 瀬クリーンセンター	専用焼却炉により焼却(市)	申込みに際しては、段ボール箱等に収納して排出すること。
	特定家庭 用機器再 商品化法 対象品目 ※2	家電小売業者に回収してもらうか、自らで指定引取場所に持ち込む。 市民は、収集運搬及び再商品化等に必要な料金を支払うこと。 回収した廃棄物を製造事業者等は、再商品化等を行う。				
	パソコン ※3	製造事業者等が回収し、再資源化する。 市民は、再商品化等に必要な料金を支払うこと。				
	原動機付き 自転車	製造事業者等が回収し、資源化する。				
	使用済小 型電子機 器等	認定事業者または、再資源化を適正に実施し得る者は、再資源化等を行う。 市民は、拠点回収等に出すこと。				
	一時多量 ごみ※4	許可業者が指定処理施設に運搬する。※5				
事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの	98,415	事業者自ら又は許可業者が指定処理施設に運搬する。ただし、特別の事情がある場合は、市が収集運搬を行う。※6	指定処理施設	焼却後埋立(市)	可能な限り資源化を行うなど減量化を図ること。 焼却不適物や産業廃棄物は混入しないこと。 許可業者に運搬を委託する場合は、保管場所、収集時間、排出方法等について十分協議し、適正排出に努めること。 保管場所の清掃等を行い、清潔の保持に努めること。
	犬猫等の死体(実験動物の死体を除く。)	409個	事業者自ら指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	専用焼却炉により焼却(市)	段ボール箱等に収納して排出すること。
	実験動物の死体	事業者が自らの責任において適正処理する。				
	資源物	原則として、事業者が自らの責任において資源化する。				
	食品廃棄物及び木くず※7	事業者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が、一般廃棄物処分業者の処理施設に搬入・処理する。				

※1 ミックスペーパーの対象物は次のものの以外の紙類とする。

- (1) 新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック・一部の資源集団回収登録団体により回収しているミックスペーパー
- (2) 臭いの強い紙類
- (3) 汚れた紙類

※2 テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機など、特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に定める特定家庭用機器が廃棄物となったものに限る。

※3 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に定める指定再資源化製品であって「パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」に基づき、製造事業者等による自主回収及び再資源化が可能なものに限る。

※4 一時多量ごみ（一時的に多量に排出される家庭系廃棄物）の搬入計画について、市が収集しないものとして生活環境事業所の確認を受けた場合に限る。

市民は、一時多量ごみを家庭系廃棄物の区分に従って分別し、排出する。また、各区分における協力義務等は、集積所に関する事項を除き、一時多量ごみにも適用する。

※5 本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を2年以上有し、本市の処理施設への搬入実績がある場合において、「一時多量ごみ」を許可の事業の範囲に追加することができる。指定処理施設における一般廃棄物の処理に支障を生じさせない車両により、収集運搬を行うものとする。

※6 市が事業系一般廃棄物を収集運搬する場合は次のとおりとする。

- (1) 事業者が無償の社会奉仕活動として行う公共の場所の清掃・美化活動
- (2) 天災のために特に必要と認める者
- (3) 社会福祉関係の施設であって、市が処理を行うと認定した施設等
- (4) その他市長が特に必要と認める施設等

※7 食品廃棄物にあつては資源化するものに限り、また木くずにあつては資源化等するもの又は指定処理施設の受入基準に適合させるために処理するものに限る。

(イ) 市が収集しないごみ

区 分	廃棄物の例	適 用
有害性物質を含む物	人体に影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む物 (硫酸、塩酸、苛性ソーダ、農薬、毒劇物性薬品等)	販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
引火性のある物	可燃性のもので着火点が低く、火災によって瞬間的に燃え出す物質 (ガソリン、シナ、灯油、多量のマッチ、花火、火薬等)	
危険性のある物	収集運搬等の安全作業に支障を及ぼす物(爆発物、銃砲刀剣類、注射針等)	排出の方法又は排出の量によっては、収集が可能となるものもあるため、その処理については、事前に環境局又は生活環境事業所の指示に従うこと。
著しく悪臭を発する物	著しく悪臭を発する物 (汚物及び汚物の付着した紙おむつ等)	
市の処理施設で処理できない物	一辺の長さが概ね2メートルを超える粗大ごみ、堅牢な物等、収集車両及び処理施設の能力を超えるもの	

(ウ) 特別管理廃棄物の取扱

一般家庭から排出されるPCB使用部品を含む電子レンジ等のうち、PCB使用部品を除去したものについては、粗大ごみの収集対象とする。

また、アスベスト含有用品、水銀含有用品が一般家庭から排出される場合は、飛散防止装置等必要な対応の上で収集を行う。

(エ) 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第26条に規定する指定処理施設

	指定処理施設名	搬入しようとする廃棄物が排出された区
事業系一般廃棄物	浮島処理センター	川崎市内全域
	橘処理センター	川崎市内全域
	王禅寺処理センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区
（家庭系廃棄物） （一時多量ごみに限る）	浮島処理センター (粗大ごみ処理施設を含む) 王禅寺処理センター (資源化処理施設を含む)	川崎市内全域

注1 事業系一般廃棄物について、一日平均30キログラムを超えないごみを排出する事業者で、一回の搬入量が200キログラム以下の事業者については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

注2 犬猫等の死体（実験動物の死体を除く。）については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

注3 一時多量ごみの搬入に際し、処理センター内の搬入作業は、処理センター職員の指示に従うものとする。

注4 一時多量ごみのうち、り災ごみについては「り災ごみの処理に関する取扱要領」に従うものとする。

イ ごみ中継輸送計画及び中継施設

(ア) 中継輸送計画

ごみ種別	中 継 区 域				輸送計画量 (トン)			
普通ごみ	加瀬クリーン センター	→	(車両)	→ 各処理 センター	34,735			
破碎ごみ 可燃物	王禅寺処理 センター	→	(車両)	→ 橘処理 センター	9,855			
プラスチック 製容器包装	梶ヶ谷貨物 ターミナル駅	→ (鉄道)	神奈川臨海鉄道 末広町駅	→ (車両) 浮島処理センター 資源化処理施設	8,505			
焼却灰	橘処理 センター	→ (車両)	梶ヶ谷貨物 ターミナル駅	→ (鉄道)	神奈川臨海鉄道 末広町駅	→ (車両)	浮島廃棄物 埋立処分場 (2期地区)	17,447
	王禅寺処理 センター	→ (車両)	梶ヶ谷貨物 ターミナル駅	→ (鉄道)	神奈川臨海鉄道 末広町駅	→ (車両)	浮島廃棄物 埋立処分場 (2期地区)	11,303

(イ) 中継施設

施設名	所在地	形式	公称能力	受入計画量
加瀬クリーンセンター	幸区南加瀬4-40-23	ごみ圧縮・専用コンテナ 詰め込み	300トン/5h	34,735トン

ウ 中間処理計画

(ア) 焼却処理

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/24h)	処理計画量 (トン)	焼却灰量 (トン)
浮島処理センター	川崎区浮島町509-1	全連続燃焼式	900	101,590 (内施設搬入分48,220)	12,902
橘処理センター	高津区新作1-20-1	全連続燃焼式	600	143,010 (内施設搬入分26,475)	17,447
王禅寺処理センター	麻生区王禅寺1285	全連続燃焼式	450	97,440 (内施設搬入分23,720)	11,303
計			1,950	342,040 (内施設搬入分98,415)	41,652

(イ) 破碎処理(小物金属含む)

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/5h)	処理計画量 (トン)
浮島処理センター粗大ごみ処理施設	川崎区浮島町509-1	回転式、剪断式破碎機	50	7,018
王禅寺処理センター	麻生区王禅寺1285	回転式、剪断式破碎機	40	7,232
計			90	14,250

(ウ) 資源化処理

a 空き缶、ペットボトル及び空きびん

施設名	所在地	品目	形式	公称能力	受入計画量 (トン)
南部リサイクルセンター	川崎区夜光３－１－３	空き缶	選別、圧縮・成型等	28トン/ ４h	1,734
		ペットボトル	選別、圧縮・結束等	７トン/ １h	1,935
		空きびん	手選別	20トン/ ５h	2,757
王禅寺処理センター 資源化処理施設	麻生区王禅寺1285	空き缶	選別、圧縮・成型等	20トン/ ５h	5,312
		ペットボトル	選別、圧縮・結束等	12.5トン/ ５h	3,614
		空きびん	手選別	25トン/ ５h	7,028
計		空き缶		—	7,046
		ペットボトル		—	5,549
		空きびん		—	9,785

b 使用済み乾電池

施設名	処理内容	受入計画量 (トン)
民間資源化施設(委託)	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	296

c ミックスペーパー

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力 (トン/10h)	受入計画量 (トン)
浮島処理センター資源化処理施設	川崎区浮島町509-1	選別、圧縮	70	3,651
橘処理センター資源化処理施設	川崎市高津区新作1丁目20-1	選別、圧縮	90	5,731

d プラスチック製容器包装(川崎区についてはプラスチック資源)

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力 (トン/10h)	受入計画量 (トン)
浮島処理センター資源化処理施設	川崎区浮島町509-1	選別、圧縮・梱包	55	14,373

e 蛍光管

施設名	処理内容	受入計画量 (トン)
民間資源化施設(委託)	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	19

(エ) 動物死体処理

施設名	所在地	処理対象物	公称能力	受入計画量
浮島処理センター動物死体処理施設	川崎区浮島町509-1	犬猫等の死体	150キログラム/5h×2炉	4,105個

エ 最終処分計画

施 設 名			浮島廃棄物埋立処分場（２期地区）
所 在 地			川崎区浮島町523番地 1 先
埋立計画量	都市施設廃棄物	一般廃棄物	41,766 トン
		産業廃棄物	1,530 トン
	産業廃棄物		163 トン
	一般廃棄物		174 トン
	合計		43,633 トン
埋立対象物			燃え殻、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥

※市が行う処理に支障をきたさない範囲において、一般家庭から排出される埋立対象物について、搬入を受け入れる。

オ 特定家庭用機器再商品化法に定める特定家庭用機器の引取場所

(ア) 特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所

指定引取場所	場 所
東芝環境ソリューション株式会社	横浜市鶴見区寛政町20-1
日本通運神奈川東支店 緑物流センター	横浜市都筑区佐江戸町433
スガヤメタル株式会社	横浜市都筑区早渕1-25-33
株式会社LNJ小泉 京浜第二倉庫	東京都大田区京浜島3-3-12

(イ) 川崎家電リサイクル協議会加盟家電小売業者が利用できる市ストックヤード

	場 所
橘処理センター(※)	川崎区高津区新作1-20-1
多摩生活環境事業所	多摩区枳形1-14-1

※ストックヤードの所管は生活環境部収集計画課

カ 市が処理する産業廃棄物

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第29条第2項の規定に基づき、市が処理する産業廃棄物を次のとおり定める。

(ア) 発生場所

川崎市内

(イ) 排出者

川崎市内の小規模事業者

(ウ) 処理の方法

埋立

(エ) 対象物

市が行う一般廃棄物の処理に支障をきたさない産業廃棄物の一部について、市の処理施設への搬入を受け入れる。なお、焼却処理施設での受入は行わない。

(オ) 種類等

処理方法	産業廃棄物の種類	受入基準
埋 立	ガラス及び陶磁器くず	再生利用が困難なもの
		最大径15cm以下のもの
		中空でないもの
		有害でないもの
	がれき類	再生利用が困難なもの
		最大径概ね30cm以下のもの
		中空でないもの
		有害でないもの

※収集計画量と処理計画量は、焼却炉の運転状況等により必ずしも一致しない。

(2) し尿等処理実施計画

し尿収集、浄化槽清掃及び汚泥収集は市が行う。また、これに伴うし尿及び浄化槽汚泥処理は市が行う。

ア し尿収集及び浄化槽清掃計画

	収集延件数 (件)	計画量 (キロリットル)	収集及び清掃方法	市民等の協力義務等
し尿収集 (仮設トイレ収集分含む)	44,040	7,136	・原則として、月2回収集とする。 ・仮設トイレは事業者等からの申込みにより収集を実施する。	公共下水道処理区域内においてくみ取りトイレを設けている建築物等の所有者は、下水道直結の水洗化に努めること。 便槽内に布切れ等異物を投入しないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽清掃	3,274	18,719	設置管理者の申込みによる各戸清掃とする。	公共下水道処理区域において浄化槽を設けている建築物等の所有者は、下水道直結の水洗化に努めること。
汚泥収集	1,396	15,012		

イ し尿及び浄化槽汚泥処理計画

施設名	所在地	処理方法	公称能力 (キロリットル/h)	受入計画量 (キロリットル/年)
入江崎クリーンセンター	川崎区塩浜3-14-1	夾雑物を除去し、希釈して下水処理施設へ圧送する。	500キロリットル/24h	36,003
宮前生活環境事業所	宮前区宮崎172	汚泥を沈殿分離し上澄水を希釈して下水管に投入する。	100キロリットル/12h	6,090 ※

※事業所汚水排出量1,226 k1を含む

ウ 公衆トイレ清掃計画

公衆トイレ数	清掃方法	市民等の協力義務等
14	・原則、2か月に一回以上定期清掃を行う。 ・原則、毎日1回以上日常清掃を行う。	利用者が快適に使用できるように清潔に使用すること。

川崎市告示第158号

川崎市公印規則(昭和39年川崎市規則第6号)第8条第1項の規定により、次の名称の公印を新調しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

1 南部児童相談所長印

- (1) 使用開始日 令和6年4月1日
(2) 一般公印 ひな形番号 32
(3) 書 体 てん書
(4) 寸 法 方21mm
(5) 保管場所及び個数 こども未来局南部児童相談所総務課 1個
(6) 印 影



川崎市告示第159号

川崎市公印規則(昭和39年川崎市規則第6号)第8条第1項の規定により、次の名称の公印を廃止しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

1 川崎市看護短期大学印

- (1) 廃止年月日 令和6年3月31日
(2) 一般公印 ひな形番号 17の3
(3) 書 体 てん書

- (4) 寸 法 方52mm
(5) 保管場所及び個数 看護短期大学事務局総務学生課 1個

2 川崎市看護短期大学長印

- (1) 廃止年月日 令和6年3月31日
(2) 一般公印 ひな形番号 17の4
(3) 書 体 てん書
(4) 寸 法 方30mm
(5) 保管場所及び個数 看護短期大学事務局総務学生課 1個

3 川崎市看護短期大学長印

- (1) 廃止年月日 令和6年3月31日
(2) 一般公印 ひな形番号 17の5
(3) 書 体 てん書
(4) 寸 法 方21mm
(5) 保管場所及び個数 看護短期大学事務局総務学生課 1個

4 川崎市こども家庭センター所長印

- (1) 廃止年月日 令和6年3月31日
(2) 一般公印 ひな形番号 31
(3) 書 体 てん書
(4) 寸 法 方21mm
(5) 保管場所及び個数 こども家庭センター 1個

川崎市告示第160号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年川崎市条例第76号)第4条第1項の規定による保有個

人情報の目的外利用等の届出について、同条第2項の規定に基づき公表します。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長	96件
イ 教育委員会	1件

(2)目的外提供

ア 市長	260件
イ 上下水道事業管理者	14件
ウ 病院事業管理者	33件
ウ 消防長	30件
エ 教育委員会	59件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

公 告

川崎市公告第689号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和6年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区片平四丁目2038番6

ほか1筆の一部

1,597平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都世田谷区成城1丁目20番3号

株式会社大槻工務店 代表取締役 丸山 誠一

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数:11戸11棟

4 開発許可年月日及び許可番号

令和5年6月22日

川崎市指令 宅審(イ)第167号

令和6年2月27日

川崎市指令 宅審(イ)第247号(変更)

川崎市公告第690号

登戸2号街区公園の魅力向上に向けた公募
設置管理制度(Park-PFI)事業に係る
公募設置等指針の策定について

都市公園法(昭和31年4月20日法律第79号)第5条の
2第7項に準拠し、標記事業に係る公募設置等指針を別

添のとおり公告します。

令和6年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

別添は省略。

川崎市公告第691号

川崎市地区まちづくり育成条例(平成21年川崎市条例
第56号)第8条第3項の規定により、小田地区まちづくり
協議会を地区まちづくり組織として令和6年3月15日
付で認定したので、川崎市地区まちづくり育成条例施行
規則(平成21年川崎市規則第49号)第11条第2項の規定
により、公告します。

令和6年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

1 地区まちづくり組織の名称、代表者の氏名及び連絡先

地区まちづくり組織の名称

小田地区まちづくり協議会

代表者の氏名 又村 誠一

連絡先 住所 川崎区小田3丁目9-20

電 話 044-333-4171

2 認定番号

第S2301号

3 認定の有効期間

令和9年3月31日

4 活動の概要

地域のつながりを大切にしながら、災害に備えて安全
で良好な住環境を実現し、小田地区全体で末永く暮
らせるまちづくりを行う。

5 地区まちづくり対象地区の範囲

川崎区小田一丁目～小田七丁目、浅田一丁目～浅田
四丁目、京町三丁目、小田栄一丁目地内

川崎市公告第692号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定
により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告
します。

令和6年3月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区細山7丁目420番2

ほか2筆の一部

1,291平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市麻生区東百合丘4丁目8番5号

株式会社 緑野丘企画 代表取締役 片山 徹

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：9戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和5年5月12日

川崎市指令 ま宅審(イ)第10号

令和6年2月21日

川崎市指令 ま宅審(イ)第244号(変更)

川崎市公告第693号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月19日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度人権啓発に係る広報業務委託
- (2) 履行場所 川崎市の指定する場所
- (3) 履行期限 令和6年7月31日まで
- (4) 委託概要 発注者の指示に従いポスターを制作し、市内鉄道路線主要駅に掲出するとともに、川崎駅前的大型デジタルサイネージで動画を放映する。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他」(種目「広告代理店」)で登録されている者。

3 一般競争入札参加申込書等の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市市民文化局人権・男女共同参画室
電 話 (044) 200-0098
F A X (044) 200-3914
E-mail 25zinken@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和6年3月19日(火)から3月27日(水)まで
午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)
来庁する場合は、必ず事前に3(1)へ電話連絡し、来庁日時について、指示を受けてください。
なお、一般競争入札参加申込書等の書類は、本市ホームページにも掲載しています。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ その他添付書類

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。ただし、郵便の場合は、書留郵便等の配達した記録が残るものとしてください。また、提出期限は、令和6年3月27日(水)午後5時必着とします。

(5) その他

ア 提出された一般競争入札参加申込書等は返却しません。

イ 提出された一般競争入札参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 一般競争入札参加申込書等に関する問合せ先は、3(1)とします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書等を提出した者には、一般競争入札参加資格について審査の上、令和6年3月29日(金)までに、確認通知書を電子メールで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和6年3月29日(金)から令和6年4月2日(火)まで
午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)

ウ 質問書の提出方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで電子メールの添付ファイル(PDF形式)にて提出してください(提出後は必ず電話で御一報ください。)

(2) 回答

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和6年4月4日(木)までに、参加者全てに電子メールで回答します。なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札の手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時 令和6年4月8日(月)午前10時00分
イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎21階
市民文化局会議室

(2) 入札書の提出方法

持参に限ります。

(3) 入札金額等

- ア 入札書に記載する金額は、法令所定の消費税及び地方消費税額を含まないものとします。
イ 入札は、所定の入札書をもって行い、入札件名を記入した封筒に入れて提出してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

- ア 入札及び開札に立ち会う者は、資格確認通知書を必ず持参してください。
イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。なお、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません(入札の際に委任状を提出してください)。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再入札用の入札書も準備の上、参加してください。

8 契約の手続等

- (1) 契約保証金 免除
(2) 契約書作成の要否 要
(3) 前払金 無
(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規定において閲覧することができます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

- (3) その他問合せ窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告第694号

川崎市未来志向の設備投資応援補助金運營業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和6年3月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件 名 川崎市未来志向の設備投資応援補助金運營業務委託

(2) 業務事項

- ア コールセンター業務
イ エネルギー・高効率化設備調査・導入設備の現地確認に係る業務
ウ 交付申請書および実績報告書の受付・審査に係る業務
エ データの管理に係る業務
オ 制度広報物の作成・印刷業務
カ ホームページ開設・運營業務

- (3) 委託期間 契約日～令和7年3月19日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 本業務に関するノウハウと他官公庁等における実績がある者。
(2) 法人格を有する者又は、複数の法人による共同企業体。共同企業体として応募する場合には、その構成員全員が応募資格を要すること。なお、共同企業体の取扱い等については、別に定める「川崎市未来志向の設備投資応援補助金運營業務委託共同企業体取扱要綱」で確認すること。
(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿において「99 その他業務」「99 その他」へ搭載されている者。ただし、契約締結までに登載が見込まれる場合はこの限りではない。
(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。
(5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者。
(6) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
(7) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
(8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5

号) 第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者。

- (9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条) 第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者。

3 提案者を特定するための選定基準

- (1) 企画提案の視点・内容
- (2) 提案内容の工夫
- (3) 事業実施体制
- (4) 取組意欲・積極性
- (5) 提案内容の実行可能性
- (6) 経済性・効率性

4 担当部局

川崎市経済労働局経営支援部経営支援課
〒210-8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
本庁舎9階
電 話(直通) 044-200-3722
F A X 044-200-3920
メールアドレス 28keiei@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 令和6年3月19日(火)～令和6年3月26日(火)
(土曜日・日曜日・祝日を除く)

- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和6年3月19日(火)～令和6年3月26日(火)
持参の場合の受付は、提出期間中の日(土曜日・日曜日・祝日を除く)の午前8時30分から午後5時まで(午後12時から午後1時の間を除く)の間とします。

- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

- (3) 提出方法 持参又は郵送
なお、郵送による場合は、書留郵便とし、期限までに到着するようにしてください。

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和6年3月28日(木)～令和6年4月8日(月)
持参の場合の受付は、提出期間中の日(土曜日・日曜日・祝日を除く)の午前8時30分から午後5時まで(午後12時から午後1時の間を除く)の間とします。

- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

- (3) 提出書類 企画提案書(8部)、見積書(8部)、会

社概要(8部)

- (4) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、期限までに到着するようにしてください。

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否
要する

10 関連情報を入手するための照会窓口
4の担当部局と同じ

11 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 44,800,000円(消費税及び地方消費税を含む)

- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とする

- (3) その他

ア 審査結果の発表は令和6年4月11日(木)を予定しています

イ 詳細については、川崎市未来志向の設備投資応援補助金運営業務委託に係る公募型企画提案実施要領、仕様書を参照すること

ウ 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和6年3月頃)を要します。

川崎市公告第695号

川崎市プレミアムデジタル商品券発行運営業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和6年3月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件 名 川崎市プレミアムデジタル商品券発行運営業務委託

(2) 業務事項

- ア 業務の管理・執行体制
イ デジタル商品券システム構築・運営業務
ウ コールセンター運営業務
エ ホームページ開設・運営業務
オ 利用店舗募集・管理業務
カ 利用者の募集・要件の確認等
キ 利用店舗等・利用者対応業務
ク 資金管理業務等
ケ 広報業務

コ 不正購入・不正利用防止に関する業務
サ アンケート調査、効果検証業務

(3) 委託期間 契約締結日～令和7年3月21日

2 提案書の提出者の資格

次の条件を全て満たしている必要があります。

(1) 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）に参加できる事業者は、単独の法人または任意に結成された2者以上の共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とします。

2者以上の共同企業体の場合、全ての構成員が次に掲げる要件の全てを満たすものとします。本件プロポーザルについて、単独の法人として参加する場合、別に参加する共同企業体の構成員となることはできません。また、共同企業体として参加する場合、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員となることはできません。なお、参加意向申出書の提出以降は、原則として企業体の構成員の変更はできません。なお、共同企業体の取扱い等については、別に定める「川崎市プレミアムデジタル商品券発行運営業務委託共同企業体取扱要綱」で確認してください。

ア 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他業務」種目「99 その他」に登録されている者、または参加意向申出書提出時点で登録申請中であり、企画提案説明会・審査会（令和6年4月9日開催予定）時点で登録される見込みである者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない、または更生手続中ではない者。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない、または再生手続中ではない者。

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない、または破産手続中ではない者。

オ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者。

カ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者。

キ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等または暴力団員等と密接な関係を有することのない者。

ク 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項または第2項の規定に違反しない者。

ケ 国税及び地方税を滞納していない者。

(2) 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

ア 企画提案書が提出期限に提出されなかった場合。

イ 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合。

ウ 他の参加者の協力者となった場合。

エ 企画提案書の提出後に本実施要領「参加資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合。

オ 企画提案説明会・審査会（令和6年4月9日開催予定）時点で、令和5・6年度川崎市業務委託有資格者名簿に登録されていない場合。なお、2者以上の共同企業体の場合は、全ての構成員が登録されている必要があります。

カ その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合。

3 提案者を特定するための審査基準

選定委員会においては、次の基準により審査を行います。また、提出書類による1次審査を行う場合においても、次の基準により審査を行います。

(1) 企画提案内容

ア 商品券の仕様及びスケジュール

a 事業目的、事業内容等に合致した提案か

b 市が予定しているスケジュールに対応可能か

イ 広報

a 申込開始前後に短時間で広く事業を市民に向けて周知するための広報方法が効果的であるか

ウ 申込・販売及び利用

a 申込受付方法が簡便であるか

b 申込者数を増やすための方策は効果的か（特にスマートフォンの利用が不慣れな方が申込するための方策は適切か）

c 申込者がデジタル商品券を購入する際の決済方法は利便性が高い方法か

d デジタル商品券を完売させるための方策が適切であるか

e 利用者にとって、デジタル商品券を利用する動機づけにつながる提案がされているか

エ 市内居住確認及び不正申込確認

a 申込者が川崎市内に居住していることの確認方法が適切であるか

b 不正申込（重複申込、架空名義での申込等）の確認方法が適切であるか

オ 利用店舗数

a 提案書作成時点での利用店舗数、令和6年7月初旬及び9月初旬時点の目標利用店舗数は、十分な店舗数であるか（特に令和6年7月初旬の利用店舗数は川崎じもと応援券（第3弾）の利用店舗数（4,527店舗）を大きく上回るか）

- b 利用店舗数を増やす方策が効果的であるか
c デジタル機器の操作に不慣れな店舗に利用店舗登録をしてもらうための方策が適切か
- カ 利用店舗負担
- a 利用店舗が負担する決済手数料の料率やキャッシュレス決済システム利用に伴う費用が低廉か
b 売上から入金までの日数が短い
- キ サポート体制
- a コールセンターの体制が適切か
b スマートフォンの利用が不慣れな利用者・利用店舗に対して利用方法をわかりやすく説明するための適切なフォローが実施されるか
- ク システムの安全性・安定性及び情報セキュリティ管理体制
- a システムの安全性・安定性が高いか
b 不正利用の危険性が低い
c 情報セキュリティ管理体制が適切か
- ケ 事業効果測定
- a 本市が過去に行ってきた同種の事業との比較検証が可能な事業効果等の分析となっているか
- (2) 業務遂行能力
- ア 実施体制
- a 実施体制に問題はなく、業務の遂行が可能か
- (3) 事業実績
- ア 事業実績
- a 類似事業を実施した実績が十分にあり、業務の遂行が可能か
- (4) 見積額
- ア 概算予算額以下の見積額となっているか
イ 費用対効果の面から適切な見積額となっているか
- 4 担当部局
- 川崎市経済労働局 観光・地域活力推進部
商業・サービス業振興担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
本庁舎9階
電話番号(直通) 044-200-0146
FAX番号 044-200-3920
E-mail 28shohinken@city.kawasaki.jp

- 5 参加意向申出書の受付期間、方法
- (1) 受付期間 令和6年3月19日(火)～3月26日(火)午後5時必着(持参)
(平日午前8時30分から午後5時(正午から午後1時を除く))
- (2) 提出方法 郵送又は持参
- 6 企画提案書の受付期間、方法
- (1) 受付期間 令和6年3月29日(金)～令和6年4月3日(水)午後5時必着(持参)
(平日午前8時30分から午後5時(正午から午後1時を除く))
- (2) 提出書類 企画提案書、見積書
- (3) 提出方法 郵送又は持参
- 7 企画提案書に使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
(2) 通貨 日本国通貨
- 8 契約書作成の要否
- 要する。
- 9 関連情報を入手するための照会窓口
- 4と同じ
- 10 その他必要と認める事項
- (1) 業務規模概算額
- | | |
|--------|-----------------------------|
| プレミアム分 | 800,000,000円 |
| 業務委託分 | 197,059,000円(消費税及び地方消費税を含む) |
| 合計 | 997,059,000円 |
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
- 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とします。
- (3) その他
- ア 審査結果の通知は4月11日(木)を予定しています。
イ 詳細につきましては、川崎市プレミアムデジタル商品券発行運営業務委託公募型プロポーザル実施要領を御参照ください。

川崎市公告第696号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和6年3月21日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	多摩休日夜間急患診療所冷暖房設備改修その他工事
	履行場所	川崎市多摩区登戸1775番地1
	履行期間	契約の日から令和6年10月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年4月12日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	中原小学校給食室内装改修工事
	履 行 場 所	川崎市中原区小杉御殿町1丁目950番地
	履 行 期 間	契約の日から令和6年9月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「内装」種目「内装」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 内装仕上工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「内装仕上」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年4月12日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	末長小学校校舎改修電気設備工事
	履 行 場 所	川崎市高津区末長3丁目8番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年5月10日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	藤崎小学校体育館改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区藤崎3丁目2番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年5月8日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	南大師中学校校舎改修その他その1工事
	履 行 場 所	自：川崎区塩浜3-2-1先 至：川崎区塩浜3-15-6先
	履 行 期 間	川崎市川崎区四谷上町24番1号
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年5月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	金程中学校体育館改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区金程3丁目16番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年5月8日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎小学校校舎改修その他その1工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区日進町20番地1
	履 行 期 間	契約の日から令和6年10月31日まで

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年5月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	西野川小学校体育館改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区野川台3丁目10番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。	

参 加 資 格	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年5月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	等々力緑地ふるさとの森園路補修工事
	履 行 場 所	川崎市中原区等々力1-1
	履 行 期 間	契約の日から令和6年8月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。	

参 加 資 格	(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年4月4日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名	都市計画道路柿生町田線(柿生駅南口工区)道路築造(その1)工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生6丁目39番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和6年9月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年4月4日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第697号

令和6年度川崎市商業者PR事業委託業務の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和6年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 件 名 令和6年度川崎市商業者PR事業委託業務

(2) 業務の内容

ア 業務目的を達成するため、地域の団体や企業等を巻き込んだ効果的なPR手法等の企画・実施

イ 関係者との調整や必要な資材の調達等、「かわさきAKINAI AWARD」の準備・運営

ウ 参加者アンケートの企画・集計(参加店舗及び参加市民等)

エ 公式ホームページ(<https://kawasaki-akinai.com/>)の管理運営

オ 実施報告書の作成

(3) 委託期間 契約日～令和7年3月14日(金)まで

2 提案書の提出者の資格

プロポーザルに参加できる者は、次の条件をすべて満たしている者とする。

(1) 本業務に類似する業務に関するノウハウと官公庁における実績がある者

(2) 法人格を有する者

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(4) NPO法人においては、特定非営利活動促進法第2条別表19(前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動)に該当する活動を行う者、その他の法人においては定款等により同様の事業目的が確認できる者

(5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(6) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(7) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他業務」の種目「01 イベント」、「08 広告代理」、「99 その他」のいずれかに登録がある者

※ただし、意向申出者が参加意向申出書を提出した時点で当該契約に対応するとして定めた業種・種目に登録申請中である場合には、受託候補者を特定する期日までに当該業種・種目に登録されていることを条件として、その者の提案

資格を満たしているものと扱うものとする。

(8) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(9) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

(10) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 提案者を特定するための選定基準

(1) 実施コンセプト

ア 企画提案の視点

(2) 事業実施体制

ア 実績・体制

イ 取組意欲・積極性

(3) 事業内容

ア 提案内容の具体性

イ 提案内容の工夫

ウ 提案内容の実行可能性

(4) 事業予算

ア 経済性・効率性

4 担当部局

川崎市経済労働局 観光・地域活力推進部 商業・サービス業振興担当

〒210-8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階

電 話(直通) 044-200-2356

F A X 044-200-3920

メールアドレス 28syogyo@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

(1) 配付期間 令和6年3月22日(金)～令和6年4月5日(金)

(土曜日・日曜日及び祝日を除く)

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

(1) 受付期間 令和6年3月22日(金)～令和6年4月5日(金)

(土曜日・日曜日及び祝日を除く)

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

(3) 提出方法 事前連絡の上、郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)により提出する。

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

(1) 受付期間 令和6年4月19日(金)まで

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

(3) 提出書類 企画提案書-3部、提案者概要(企業パンフレット等)-3部、業務実施体制

- (組織体制、実施責任者、担当者等を記載) - 3部、業類似業務の実績(件名、業務内容、発注元、金額を記載) - 3部、所要経費・概算見積書 - 3部
- (4) 提出方法 事前連絡の上、原則として郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)により提出する。
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否
- 要する
- 10 関連情報を入手するための照会窓口
- 4の担当部局と同じ
- 11 その他必要と認める事項
- (1) 業務規模概算額 3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
- 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とする
- (3) その他
- ア 審査結果の発表は令和6年4月26日(金)を予定
- イ 詳細については、令和6年度川崎市事業者PR事業委託業務企画提案実施要領、仕様書を参照すること

川崎市公告第698号

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出
- 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。
- 令和6年3月22日
- 川崎市長 福田 紀彦
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- L A Z O N A川崎プラザ
- 川崎市幸区堀川町72番1他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 野村不動産株式会社
- 代表取締役 松尾 大作
- 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
- 三井不動産株式会社
- 代表取締役 植田 俊
- 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及

び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
三井不動産株式会社	代表取締役 菰田 正信	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
三井不動産株式会社	代表取締役 植田 俊	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

	氏名又は名称	代表者	住所
①	株式会社三和	代表取締役 小山 克巳	東京都町田市森野5丁目18番2号
②	株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山717番地1
③	株式会社良品計画	代表取締役 松崎 暁	東京都豊島区東池袋四丁目26番3号

他計220者

(変更後)

	氏名又は名称	代表者	住所
①	株式会社三和	代表取締役 小山 真	東京都町田市金森四丁目1番2号
②	株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山10717番地1
③	株式会社良品計画	代表取締役 堂前 宣夫	東京都文京区後楽二丁目5番1号

他計214者

- 4 変更の年月日
- (1) 令和5年4月1日
- (2) 令和2年4月1日 ほか
- 5 変更する理由
- (1) 代表者氏名に変更が生じたため
- (2) 小売表者に変更が生じたため
- 6 届出の年月日
- 令和6年3月14日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
- 経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当
- 本庁舎9階
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
- 令和6年3月22日から令和6年7月22日の午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該

公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和6年7月22日

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

川崎市公告第699号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新川崎スクエア

川崎市幸区鹿島田1丁目1番3号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

フロンティア不動産投資法人

執行役員 岩藤 孝雄

東京都中央区銀座六丁目8番7号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

	氏名又は名称	代表者	住所
①	株式会社マツエツ	代表取締役 上田 真	東京都豊島区東池袋 五丁目51番12号
②	株式会社 ヴィ・ド・フランス	代表取締役 村上 知義	東京都千代田区 岩本町三丁目10番1号
③	HOYA株式会社	代表取締役 鈴木 洋	東京都新宿区 中落合二丁目7番5号

他計5者

(変更後)

	氏名又は名称	代表者	住所
①	株式会社マツエツ	代表取締役 本間 正治	東京都豊島区東池袋 五丁目51番12号
②	(空き区画)	—	—
③	HOYA株式会社	代表取締役 池田 英一郎	東京都新宿区西新宿 六丁目10番1号

他計4者

4 変更の年月日

令和5年3月1日 ほか

5 変更する理由

小売業者に変更が生じたため

6 届出の年月日

令和6年3月14日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

本庁舎9階

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和6年3月22日から令和6年7月22日の午前8時30分から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和6年7月22日

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

川崎市公告第700号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和6年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区西野川1丁目24番3

ほか4筆の一部

920平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区土橋2丁目6番地17

株式会社 成建 代表取締役 常盤孝一

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数: 6戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和5年6月20日

川崎市指令 ま宅審(イ)第166号

川崎市公告第701号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和6年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 委託事業名

「(仮称)第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」策定支援業務委託

2 委託内容

「(仮称)第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教

育プラン」の策定に係る調査検討及び考え方に関する
作成支援業務等

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月19日まで

4 企画提案書提出者の資格

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 入札期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「20調査・測定 99その他調査測定」に登録されていること
- (4) 社会更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立がされていない又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと
- (5) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (6) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配人等ではない又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと

5 担当部署

教育委員会事務局教育政策室

6 参加意向申出書の提出及び問合せ先

(1) 配布期間

令和6年3月22日(金)から4月3日(水)まで

(2) 参加意向申出書提出期限

令和6年4月3日(水)午後5時(必着)

(3) 配布時間及び参加意向申出書受付時間

平日の午前9時から12時まで、午後1時から5時まで

(4) 配布、提出場所及び問合せ先

川崎市川崎区宮本町6番

明治安田生命川崎ビル3階

教育委員会事務局教育政策室

長谷山・古野間担当

電話番号 044-200-3244

メールアドレス 88seisaku@city.kawasaki.jp

※市教育委員会ホームページからもダウンロード可

(5) 提出方法

持参又は郵送による。

(6) 提出書類

参加意向申出書(様式1)

7 企画提案書等

(1) 提出期限

令和6年4月16日(火)午後5時(必着)

(2) 受付時間

平日の午前9時から12時まで、午後1時から5時まで

(3) 提出場所

上記6(4)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式)

10部(A4判縦横どちらでも可。表紙を除き片面5枚以内。社名は無記入。)

作成に当たっては、後述する8(5)評価項目を参考にして、具体的に記載してください。

(ア) 業務実績

(イ) 組織体制

(ウ) 提案資料

仕様書に基づき、次の事項を必ず盛り込んだ上で、業務内容について提案できることを具体的に記載してください。

①策定支援業務に係る効果的な情報収集・分析、政策への反映等について提案

「第2次計画」の総括や今後の方向性を示すに当たっては、国や他都市の類似事例などから評価内容の精度向上をはかり、客観的な根拠に基づいて今までの取組を評価することを検討しています。御社の専門的立場から、EBPMの視点を踏まえてどのように国や他都市の情報を収集・分析し、本市の政策に反映させるのか具体的なプロセスを含めて提案してください。

②策定支援業務に係る意見聴取について提案

「第3次計画」策定及び「考え方」作成をする上で、本市の政策に反映できるように、児童生徒、教員等学校関係者、PTA等保護者、地域住民など各ステークホルダーへの意見聴取を効果的・効率的に行う方法(意見聴取のテーマや聞き方、収集した意見のまとめ方等)を提案してください。

イ 見積書(任意様式)

1部(総額、内訳記載のこと)

ウ 会社概要(パンフレット等)

10部

8 企画提案会

(1) 日時

令和6年4月23日(火) 午後

※詳細時間は、提案者数に応じ別途指定する。

(2) 場所

川崎市役所本庁舎1403会議室

(3) 時間

各社30分以内(質疑応答10分を含む)

(4) 提案方法

ア 提案方法は企画提案書及び提案紙面に基づき行う。

イ 出席者は3名以内とする。

(5) 評価項目

次の項目に基づき選考する。

ア 企画提案書

(ア) 業務実績

(イ) 組織体制

(ウ) 事業への姿勢

(エ) 価格評価点

(オ) 課題の理解力

(カ) 企画専門的知識・能力

(キ) 提案の妥当性

9 関連情報を入手するための照会窓口

教育委員会事務局教育政策室(住所は上記6(4)と同じ)

電話番号 044-200-3244

メールアドレス 88seisaku@city.kawasaki.jp

10 その他

(1) 養成手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語・円

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 提案書作成及び提出に関する費用負担
提案者負担とする。

(4) 業務規模概算額
7,335,000円(税抜)を上限とする。

(5) 提出された応募書類等は返却しない。

川崎市公告第702号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和6年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区南野川一丁目2965番3

の一部ほか4筆の一部

1,108平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区土橋2丁目6番地17

株式会社 成建 代表取締役 常盤孝一

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数:3戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和5年9月5日

川崎市指令 ま宅審(イ)第198号

川崎市公告第703号

入 札 公 告

令和6年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

夢見ヶ崎動物公園心電計貸借

(2) 履行場所

川崎市夢見ヶ崎動物公園

川崎市幸区南加瀬1-2-1

(3) 履行期間

契約日から令和11年3月31日まで

(4) 業務概要

仕様書による。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たしていなければならない。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書の入手又は配布、提出及び問合せ先

次により一般競争入札参加を希望するものは、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

(1) 提出場所及び問合せ先

川崎市夢見ヶ崎動物公園

川崎市幸区南加瀬1-2-1

電 話:044-588-4030

F A X:044-588-4043

E-Mail:53yumemi@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和6年3月25日(月)から令和6年3月29日(金)までとする(午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時までとする。)。ただし、土日祝日を除く。

(3) 提出物

一般競争入札参加資格確認申請書

(4) 提出方法

持参又は郵送による提出とすること。郵送の場合、上記3(2)の期間内に必着とし、競争入札参加申

込書を郵送したときは、速やかに、その旨担当まで連絡すること。

(5) 競争入札参加申込書及び仕様書の入手又は配布方法

提出書類（一般競争入札参加資格確認申請書）及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることが可能。（「入札情報かわさき」の「入札情報」の中にあり。）ダウンロードができない場合には、「3(2)提出期間」の期間に、「3(1)提出場所」で配布。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等資格業者名簿へ登録した電子メールのアドレスに一般競争入札参加資格確認通知書を令和6年4月1日(月)までに送付する。

ただし、申請者がメールアドレスを登録していない場合は、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付する。

(1) 交付場所

3(1)に同じ。

(2) 交付期間

令和6年4月1日(月)とする（午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時までとする。）。

5 入札説明会

入札説明会は実施しない。

6 仕様に関する問い合わせ及び回答

(1) 問合せ先

3(1)に同じ。

(2) 問合せ受付期間

令和6年3月25日(月)から令和6年4月1日(月)までとする（午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時までとする。）。

(3) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要な事項を記入し、次の宛先まで持参、FAX及びメールにより以下の提出先に提出すること。（FAX又はメールの場合は提出後電話にて送付の連絡をお願いします。）

川崎市夢見ヶ崎動物公園

川崎市幸区南加瀬1-2-1

FAX 044-588-4043

メール 53yumemi@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年4月2日(火)までに競争参加資格を有するとして一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を送付する。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入

札参加資格を喪失する。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出すること。

イ 入札は所定の入札書をもって行うものとする。

ウ 入札金額は、税抜きの総額で行う。月額賃貸借料（税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額）を月数（60か月）で乗じる方法で見積もること。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとする。

エ 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされたもの及び開札に立ち会わないものは除くこととする。

(2) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和6年4月5日(金)午後2時

場所 川崎市夢見ヶ崎動物公園

川崎市幸区南加瀬1-2-1

(3) 入札保証金は、次のとおりとする。

免除とする。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を実施することがある。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のないものが行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とする。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とする。

(2) 契約書の作成の要否

ア 契約書を作成することを要する。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とする。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの

「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができる。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによるものとする。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとする。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとする。

(4) 支払については、毎月払いとする。

川崎市公告第704号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6年度町内会・自治会等への広報物(回覧・揭示物)集荷、配送業務

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 業務概要

令和6年度町内会・自治会等への広報物(回覧・揭示物)集荷、配送業務仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「倉庫・運送業務」、種目「運送業務」で登録されていること。

3 入札参加申込書等の配布、提出先及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

入札参加申込書

(2) 入札参加申込書の配布・提出場所及び問合せ先

川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎21階
市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課
電 話 044-200-2479

F A X 044-200-3800

メール 25simin@city.kawasaki.jp

(3) 提出期間

令和6年3月25日(月)から令和6年3月29日(金)までの9時から正午まで及び13時から17時まで

(4) 提出方法

持参

(5) 仕様書及び入札参加申込書の配布について

仕様書及び入札参加申込書等は、川崎市のホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000164616.html>)に掲載します。なお、ダウンロードができない場合等は、3(2)の場所において、3(3)の期間に配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、入札参加申込締切日後、令和6年4月1日(月)までに確認通知書を送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には、F A X又は書面で送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問受付期間

令和6年4月1日(月)から令和6年4月5日(金)までの9時から正午まで及び13時から17時まで

イ 質問書の様式

質問書は、競争入札参加資格確認通知書と併せて配布します。なお様式は、川崎市のホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000164616.html>)からもダウンロードできます。

ウ 質問書の提出方法

メール又はF A Xで、3(2)の問合せ先まで

(2) 回答

ア 回答日

令和6年4月8日(月)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委託先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メール

アドレスを登録していない者には書面もしくはFAXで送付します。なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 入札書の提出日時及び場所

令和6年4月9日(火)11時

川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎21階
市民文化局会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 開札の日時及び場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った入札者を落札者としてします。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(2)に同じ

川崎市公告第705号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市中央卸売市場北部市場植栽地管理業務委託

(2) 履行場所 川崎市宮前区水沢1-1-1 川崎市中央卸売市場北部市場

(3) 履行期間 契約締結日から令和6年12月27日まで

(4) 業務内容 市場内の中木以下の植生の剪定等の植栽地管理(詳細は仕様書のとおり)

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者であること。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」で登録されている者であること。

(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項に定める中小企業者であること。

(6) 令和元年度から令和5年度の間に、本市その他の官公庁との間に2件以上の類似の契約履行実績(1件500万円以上の植栽地管理・樹木剪定等業務、ただし元請に限る。また、本市との契約については業種「樹木管理」の契約に限る。)を有すること(実績を証明できる契約書の表紙の写しを入札参加申込書と共に提出すること)。

3 競争入札参加申込書等の提出方法等

この入札に参加する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(6)の書類

(2) 提出方法・期限等

ア 提出方法

(ア) 前記(1)の書類(記名押印の上、必要事項を記載したもの。)を持参又は郵送(いずれの場合も、令和6年4月3日(水)までに、必要な書類全てが北部市場管理課に到着する必要があります)。なお、郵送による提出を行う場合は、郵送した日に後記(イ)の連絡先に必ず電話をしてください。

(イ) 提出先

住 所：中央卸売市場北部市場管理課

(川崎市宮前区水沢 1-1-1
北部市場管理棟 3 階)
電話番号: 044-975-2213

イ 提出期限

令和 6 年 4 月 3 日(水) (必着)

(3) 提出書類等の入手方法

競争入札参加申込書、仕様書等は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の「入札情報(入札公表・落札結果)」委託の欄の「入札公表」の中にあります。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録の際に申請した電子メールアドレスに、競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付(送信) 予定日

令和 6 年 4 月 5 日(金)を予定しています。

5 仕様書に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

電子メール: 28hokan@city.kawasaki.jp
経済労働局中央卸売市場北部市場管理課管理係
担当 石井

(2) 質問受付期間

令和 6 年 4 月 5 日(金)から令和 6 年 4 月 11 日(木)午後 5 時までとします。質問は必ず電子メールで提出して下さい。

(3) 回答方法

質問が提出された場合のみ、令和 6 年 4 月 15 日(月)午後 5 時まで、全参加者あてに電子メールで回答いたします。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は、「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和 6 年 4 月 17 日(水)
午前 10 時

(3) 入札・開札の場所 川崎市宮前区水沢 1-1-1
川崎市経済労働局中央卸売市場
北部市場
管理棟 2 階 大会議室

(4) 入札書の提出方法 持参

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします)。

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(9) 入札書の記載金額 入札に際しては、税抜きの総額を入札書に記載してください。

8 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。

入札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません(入札前に委任状を提出してください。代理人による入札に関する事項は「川崎市競争入札参加者心得」を参照してください。)

9 契約手続等

(1) 契約保証金 契約金額の 10% とします。ただし、川崎市契約規則第 3 条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約予定日 令和 6 年 4 月 22 日(月)

10 その他

(1) 詳細は入札説明書等によります。

(2) 当該契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限りします。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第 706 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 6 年 3 月 25 日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

消防訓練等業務委託

(2) 履行場所

川崎市内の各消防訓練等実施場所

(3) 履行期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

(4) 業務内容

仕様書のとおり。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本件入札は、次の関係する条例、規則等を理解し、また次の条件をすべて満たす者が参加できるものとする。

(1) 関係条例、規則等

ア 川崎市契約条例

イ 川崎市契約規則

ウ 川崎市一般競争入札実施要綱

エ 川崎市入札参加資格者指名停止等要綱

オ 川崎市競争入札参加者心得

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託資格業者名簿に業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」で登録されている者。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8565

川崎市川崎区南町20番地7

川崎市消防局総務部庶務課

電 話 044-223-2515

F A X 044-223-2520

Email: 84syomu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年3月25日(月)から令和6年4月1日(月)までの、土日祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 提出物

一般競争入札参加資格確認申請書

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードできます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(4) 提出方法

持参とします。

(5) 入札仕様書の配布

一般競争入札参加資格確認申請書の配布に併せて、無償で入札仕様書及び入札説明書を交付します。また、一般競争入札参加資格確認書、入札仕様書等は川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」によりダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 仕様書等に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 受付期間

令和6年4月4日(木)の午前9時から令和6年4月8日(月)の午後5時まで。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 84syomu@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-223-2520

(5) 回答方法

令和6年4月10日(木)の午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に電子メール又はF A Xで送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に令和6年4月4日(木)までに、電子メール又はF A Xで送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続き等

(1) 入札方法

本市指定の入札書による入札方式とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時: 令和6年4月16日(火)10時00分

イ 場所: 川崎市川崎区南町20番地7

川崎市消防局総合庁舎8階第1会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条に基づき作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無いものが行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」「契約関係規定」からダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 本件業務の詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第707号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 令和6(2024)年度実施川崎市立学校
教員採用候補者選考試験地方会場運営
業務委託

(2) 履行場所 川崎市が指定する場所

(3) 履行期間 契約締結日から令和6年7月16日まで

(4) 委託概要 教員採用試験第1次試験地方会場(愛知会場・兵庫会場・仙台会場)実施業務委託

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」、種目「その他」で登載されている者。

(4) 過去5年間(令和元年度～令和5年度)のいずれかの年度において、類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 仕様書等に関する質問・回答

本業務に関する事項について質問のある者は、次により「質問書」(様式2)を提出してください。質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

(1) 提出期限 令和6年4月19日(金)午後5時まで

(2) 提出方法 電子メール

(3) 送信先 川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課(採用・人材育成担当) 志賀宛て
(88kyojin@city.kawasaki.jp)

(4) 回答方法 4月24日(木)午後5時までに電子メールにて回答いたします。

(後日参加希望のある全ての事業者に電子メールにて共有いたします。なお、回答後の再質問は受付しません。)

4 入札参加申込書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

※川崎市ホームページからダウンロードが可能

(1) 提出期限 令和6年5月2日(木)午後5時まで

(2) 提出先 川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課(採用・人材育成担当)
川崎市川崎区宮本町6
明治安田生命川崎ビル2階

(3) 提出書類 ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

(4) 提出方法 持参又は郵送

持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から正午まで又は午後1時から午後5時までとします(閉庁日を除く)。

- (5) 資格確認 参加資格を確認し、5月8日(水)までに参加資格確認結果通知書を送付します。

5 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

6 入札手続等

(1) 入札方法

持参とします。

(2) 入札書の提出日時・場所

提出日時 令和6年5月10日(金)午後2時00分

提出場所 川崎市川崎区宮本町1
川崎市役所本庁舎304会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

6(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和6年3月頃)を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

8 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(3)に同じ

川崎市公告第708号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6年度臨時的任用教員等研修事業委託

(2) 履行場所

教職員人事課、川崎市立学校等

(3) 履行期間

令和6年4月23日から令和7年3月31日まで

(4) 調達概要

ア 令和6年度に実施する「臨時的任用教員等研修事業」に係る業務を委託する。

イ 詳細は仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者

- (4) 過去5年間(平成30年度～令和4年度)のいずれかの年度において、類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 入札に関する事務を担当する所属

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル2階

川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課

採用・人材育成担当 藤田(剛)

電 話 044-200-0367(直通)

F A X 044-200-2869

E-Mail 88kyojin@city.kawasaki.jp

4 一般競争入札参加資格確認申請書の配布・提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、競争

入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出期間

令和6年3月25日(月)から令和6年3月29日(金)まで
(土曜日・日曜日を除く)。

受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(2) 配布・提出場所及び問合せ先

上記3に同じ。

また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参に限る。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」 <http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)。ダウンロードできない場合には、上記4の(1)の期間に、3の場所で配布します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付方法

令和5・6年度「業務委託有資格業者名簿」に登録しているメールアドレス宛てに、電子メールで配信します(登録していない者には、FAXで送付します)。

(2) 交付日時

令和6年4月2日(火)

6 仕様書及び入札に関する問合せ

(1) 問い合わせ先

上記3に同じ。

(2) 受付期間

令和6年4月2日(火)から令和6年4月4日(木)まで
(毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 問合せ方法

「質問書」に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレス宛て送付してください。なお、FAX及び電子メール後に必ず担当者宛て電話連絡をしてください。

(4) 回答方法

令和6年4月5日(金)午後5時までにFAX又は電子メールにて回答します。電話等による結果の問合せには一切応じません。

(5) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問合せには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

ウ 万一質問したにも関わらず、期日までに回答なかった場合は電話にて御連絡ください。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

入札は、所定の入札書をもって行います。入札書に記載する金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない金額)を記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時

令和6年4月12日(金)午後3時00分

イ 入札・開札場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎 1階102会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

免除とします。

(2) 契約書の作成

契約書の作成を要します。なお、契約書作成にかかる費用は落札者の負担とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」において、閲覧することができます。

10 その他

- (1) 公告及び入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) この契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和6年3月頃)を要します。

川崎市公告第709号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 中丸子老人いこいの家解体設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市中原区中丸子378番地4
- (3) 履行期間 令和7年2月28日限り
- (4) 委託概要
ア 中丸子老人いこいの家解体設計業務委託
(ア) 中丸子老人いこいの家
a 構 造: 鉄筋コンクリート造地上2階建て
b 延べ面積: 約270㎡
c 一般業務: 実施設計
d 追加業務: 積算業務、その他(概略工事工程表作成)
e 設備概要: 電気・通信設備、給排水衛生設備、空気調和設備

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 令和5・6年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理技術者として配置できること。
建築士法第2条第2項に規定する一級建築士として、建築士法施行規則第1条の2に規定する実務経験を5年以上有する者。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届等の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届等(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付するこ

と。)を提出しなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届等の配布場所

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロード可能です。

(2) 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届等の配布期間

令和6年3月25日(月)9時から令和6年4月1日(月)17時まで

(3) 提出方法

提出方法は持参とします。

(4) 提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 19階
まちづくり局総務部庶務課経理係
電話: 044-200-2966

(5) 提出期間

令和6年3月25日(月)から令和6年4月1日(月)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から12時まで及び13時から17時まで)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日1週間後を目安に送付します。当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書等の交付

確認通知書に添付してお送りしますので、ご確認ください。

6 仕様書の縦覧

- (1) 縦覧場所 3(4)に同じ
- (2) 縦覧期間 3(5)に同じ

7 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

- (1) 様式の配布場所 3(1)に同じ
- (2) 様式の配布期間 3(2)に同じ

(3) 受付場所

川崎市川崎区宮本町1番地 19階
まちづくり局施設整備部公共建築担当
電 話 : 044-200-2963
メール : 50kouken@city.kawasaki.jp
F A X : 044-200-3971

(4) 受付期間

令和6年4月12日(金)から令和6年4月17日(水)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から12時まで及び13時から17時まで)

(5) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、仕様書の該当箇所を明示して、7(3)に記載のメールまたはF A X宛て送付してください。

(6) 回答方法

令和6年4月24日(水)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、文書(電子メール又はF A X)で送付します。

8 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

次により入札を執行します。

入札・開札の日時及び場所

日時 : 令和6年5月8日(水) 午前10時00分

場所 : 川崎市川崎区宮本町1番地 2階
203会議室

(1) 入札保証金

免除

(2) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者としてします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(4) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(5) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

10 契約手続等

- (1) 契約保証金 要
- (2) 前払金 有
- (3) 契約書の作成 要

11 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りです。
- (4) 本委託は電子納品対象案件です。

川崎市公告第710号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和6年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市立学校校舎設備再生整備に伴う調査及び基本計画策定業務委託(幸町小学校ほか1校)

(2) 履行場所

教育環境整備推進室(川崎区宮本町6番地)ほか

(3) 履行期間

令和7年3月21日(金)まで

(4) 業務概要

仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建築設計」種目「意匠設計」で登録されていること。

(4) 平成26年度以降に学校施設(校舎)に係る基本構想、基礎調査、基本計画いずれかの契約実績があり、誠実に履行した実績を有すること。

(5) 平成26年度以降に延床面積6,000㎡以上の学校施設(校舎)の新築・増築・改修いずれかの設計の契約実績があり、誠実に履行した実績を有すること。

(6) 建築士法(昭和25年 法律第202号)による一級建築士取得後10年以上の実務経験を有する者が所属していること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

(1) 一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2(4)、(5)を証明する契約書等の写し

ウ 上記2(6)に示した資格者証等の写し及び業務経歴書

※書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。

一般競争入札参加資格確認申請書等は令和6年3月25日(月)～令和6年4月3日(水)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から一般競争入札参加資格確認申請書をダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和6年3月25日(月)～令和6年4月3日(水)

9:00～12:00、12:00～17:00(土日祝日を除く。)

(4) 提出場所

川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

再生整備担当

電 話: 044-200-3477

4 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわ

さき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに確認通知書を令和6年4月5日(金)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)に同じ

(2) 質問受付期間

令和6年4月5日(金)～令和6年4月10日(水)

9:00～12:00、12:00～17:00(土日祝日を除く。)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3477

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和6年4月12日(金)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、すべての質問及び回答を令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレス登録していない者にはFAXで送付します。なお、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(1) 入札・開札の日時

令和6年4月16日(火)午前10時

(2) 入札・開札の場所

川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎4階第1会議室

(3) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします。)

(4) 入札保証金

免除

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を総額で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、または金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和6年3月頃)を要します。

11 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第711号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6年度

行政手続のオンライン化等に係る広報業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所内、その他本市が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

(4) 委託概要

本事業は、インターネットバナー広告や広報用チラシ等を通じて、行政手続のオンライン化の推進等の各種取組を広報するとともに、川崎市の電子申請のポータルサイト等へ効果的に誘導することで、デジタル化を推進することを目的としています。詳細は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の本件公表ページに掲載する「委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「広告代理店」、地域区分「市内(又は準市内)」で登録されている者であること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、次の配布・提出場所においても配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎10階

総務企画局デジタル化施策推進室

デジタル化推進担当

電 話 044-200-0063 (直通)

F A X 044-200-3752

電子メール 17digital@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年3月25日(月)から4月1日(月)までとします
(9時から正午まで及び13時から17時まで(土日祝を除く。))。

(3) 提出方法

持参又は郵送(いずれの場合も、令和6年4月1日(月)17時までに、必要な書類全てが川崎市役所総務企画局デジタル化施策推進室に確実に到着する必要があります。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和6年4月3日(水)13時から17時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(2) 問合せ受付期間

令和6年4月3日(水)から4月8日(月)までとします
(9時から正午まで及び13時から17時まで(土日祝を除く。))。

(3) 問合せ方法

問合せについては、入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記載の上、電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。ただし、入札参加資格の無い者からの質問は、受け付けません。

(4) 回答

令和6年4月11日(木)までに、入札参加資格が有ると認められる者に対し、電子メールで送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の10に相当する額(消費税額及び地方消費税)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年4月15日(月)14時00分

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎10階 会議室

(4) 入札書の提出方法

持参

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 本入札に関して提出する一切の書類について、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。提出された書類については、使用の有無を確認させていただき、使用が認められた場合は、当該書類についてこれを無効とします。

川崎市公告第712号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和6年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 臨港中学校ほか6校
校庭夜間開放照明設備基礎調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立臨港中学校(川崎区浜町2-11-22)ほか6校
- (3) 履行期間 契約日から令和6年11月29日
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」に登録されている者。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6
明治安田生命ビル3階
川崎市教育委員会事務局生涯学習部
地域教育推進課

電話: 044-200-3309(学校施設活用担当 塩田)

(2) 配布・提出期間

令和6年3月25日から令和6年4月3日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

入札参加申込書

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委託先メールアドレスに、確認通知書を令和6年4月8日までに送付します。なお、当該委託先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードが抱きない場合、3(1)の場所で配布します。

イ 質問書の配布・提出期間

令和6年4月8日から令和6年4月16日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

ウ 質問書の提出方法

持参、電子メール又は郵送によります。持参先等は3(1)に同じです。

なお、電子メールで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

(2) 回答

ア 回答日

令和6年4月19日

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答票を、令和5年度・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委託先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで

送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかの条件を書いたときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) 入札参加申込書、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

- (1) 入札の提出方法

持参

- (2) 入札書の提出日時・場所

提出日時 令和6年4月24日(木) 午前10時00分

提出場所 川崎市役所本庁舎18階1802会議室

- (3) 入札保証金

免除

- (4) 入札・開札の日時・場所

7(2)に同じ

- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者としてします。

- (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条第5号の適用により免除します。

- (2) 前払金 無

- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本語通貨に限ります。

- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第713号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名

川崎市立橋高等学校屋上50m公認プール保守管理業務

- (2) 履行場所

川崎市立橋高等学校

- (3) 履行期間

令和6年4月20日から令和6年9月30日まで

- (4) 調達概要

川崎市立橋高等学校の屋上50m公認プールの施設保守管理及び施設利用者の安全確保を目的とした業務委託。詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 入札期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の維持管理」で登録されていること。

- (4) 過去5年間(平成31年度以降)で類似委託業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

- (5) 業務内容が警備業法第2条第1項に該当することから(平成24年6月25日警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長発出事務連絡「プール監視業務を外部委託する場合における警備業の認定の要否について」による。)、警備業法に基づき、都道府県公安委員会から警備業者としての認定を受けていること。

- (6) 当該プールは、公益財団法人日本水泳連盟プール公認規則に基づく公認プールであることから、同規則第15条に基づき、受託者は下記資格のいずれかを有するプール管理者を配置しなければならない。ただし、当該プールに常駐する必要はないものとする。

ア 公益財団法人日本体育協会公認水泳指導員

イ 公益財団法人日本体育協会公認水泳上級指導員

ウ 公益財団法人日本体育協会公認水泳コーチ

エ 公益財団法人日本体育協会公認水泳上級コーチ

オ 公益財団法人日本体育協会公認水泳教師

カ 公益財団法人日本体育協会公認水泳上級教師

キ 公益財団法人日本体育施設協会水泳指導管理士

ク 公益社団法人日本プールアムニティ施設協会